

第九章 センター・施設等

一 東南アジア研究センター

一 東南アジア研究センター規程

〔一〕
達示第一号

一九六三(昭和三八)年一月八日

京都大学東南アジア研究センター規程

第一条 京都大学に東南アジア研究センター(以下「研究センター」という。)を置く。

第二条 研究センターは、東南アジアの総合研究を行ない、あわせて東南アジア研究に関する連絡調整および研究資料の収集整理を行なうことを目的とする。

第三条 研究センターに総務部および調査研究部を置く。

2 総務部においては、研究交流計画・研究者養成計画の立案実施および連絡調整ならびに研究資料の収集整理お

および保管等を行なう。

3 調査研究部においては、人文・社会・自然科学的調査研究計画の立案実施および連絡調整を行なう。

第四条 研究センターに所長を置く。

2 所長は、研究センターの業務を総括し、かつ代表する。

3 所長の任期は、二年とする。ただし、再任をさまたげない。

4 所長は、東南アジア研究センター管理委員会(以下「管理委員会」という。)において選考し、総長が委嘱する。

第五条 研究センターの業務に従事する者は、総長が委嘱する。

第六条 前各条に定めるもののほか、研究センターの運営について必要な事項は、管理委員会の議を経て所長が定める。

附 則

この規程は、昭和三十八年一月八日から施行する。

〔注〕一九六五・四・二七達示第八号で廃止。

二 東南アジア研究センター管理委員会規程

〔二〕 達示第二号

一九六三(昭和三八)年一月八日

京都大学東南アジア研究センター管理委員会規程

第一条 京都大学に東南アジア研究センター管理委員会(以下「管理委員会」という。)を置く。

第二条 管理委員会は、東南アジア研究センター(以下「研究センター」という。)に関する次の事項を審議する。

一 所長の選考

二 規程の制定改廃

三 年次研究計画および事業計画ならびにその報告

四 その他委員長が必要と認めた事項

第三条 管理委員会は、次の各号にかかせる委員で組織する。

一 学部、教養部および研究所のうち関係する部局の長

またはこれに代わる教授

二 研究センター所長

2 前項第一号の委員は、総長が委嘱する。

3 第一項第一号の委員のうち部局長以外のものの任期は、二年とする。

第四条 管理委員会は、委員長が招集し、議長となる。

2 前項の招集は、年一回以上行なわなければならない。

3 二名以上の委員から審議事項を示して管理委員会の開催を求められたときは、委員長は、すみやかに管理委員会を招集しなければならない。

第五条 委員長および副委員長は、委員の互選によつて定める。

2 委員長および副委員長の任期は、二年とする。

3 委員長に事故あるときは、副委員長が代行する。

第六条 議案は、第四条第三項に定める場合を除き、委員長が管理委員会に付議する。

第七条 管理委員会は、委員の四分の三以上が出席しなければ開会することができない。

第八条 管理委員会の議事は、出席者の三分の二以上の多数で決する。

第九条 委員長が必要と認めたときは、委員以外の者の出席を求め、意見を聞くことができる。

第十条 管理委員会の事務を処理するため幹事若干名を置く。

附 則

この規程は、昭和三十八年一月八日から施行する。

〔注〕一九六五・四・二七達示第八号で廃止。

三 国立学校設置法施行規則一部改正〔抄〕〔東南アジア研究センター法制化〕

文部省令第一七号

一九六五(昭和四〇)年三月三十一日

国立学校設置法施行規則の一部を改正する省令

国立学校設置法施行規則(昭和三十九年文部省令第十一号)の一部を次のように改正する。

〔中略〕

第一章第三節中第二十条の次の一条を加える。

〔東南アジア研究センター及びその所長〕

第二十条の二 京都大学に、東南アジア地域に関する総合研究を推進するための組織として、東南アジア研究センターを置く。

2 東南アジア研究センターに所長を置き、教授をもつて充てる。

第二十九条第一項中「学部附属又は附置研究所附属の教育施設及び研究施設」を「学部附属の教育施設及び研究施設、附置研究所附属の研究施設、京都大学の東南アジア研

究センター」に改める。

〔中略〕

附 則

1 この省令は、昭和四十年四月一日から施行する。

〔以下略〕

四 東南アジア研究センター管理委員会規程

〔二〕

達示第八号

一九六五(昭和四〇)年四月二七日

京都大学東南アジア研究センター管理委員会規程

第一条 京都大学に東南アジア研究センター管理委員会(以下「管理委員会」という。)を置く。

第二条 管理委員会は、東南アジア研究センター(以下「研究センター」という。)に関する次の各号にかかせる事項を審議する。

- 一 所長の選考および任期に関すること。
- 二 教官の人事に関すること。
- 三 規程、内規等の制定および改廃に関すること。
- 四 年次研究計画および予算に関すること。
- 五 その他研究センターの管理運営に関する重要事項

2 管理委員会は、研究センターの毎年度の研究報告および決算報告書を提出させるものとする。

第三条 管理委員会は、次の各号にかかける委員で組織する。

一 学部長

二 教養部長

三 関係研究所長

四 研究センター所長

2 前項第三号の委員は、総長が委嘱する。

第四条 管理委員会に委員長および副委員長を置く。

2 委員長および副委員長は、委員の互選によつて定める。

3 委員長および副委員長の任期は、二年とする。

第五条 管理委員会は、委員長が招集し、議長となる。

2 前項の招集は、年一回以上行なわなければならない。

3 二名以上の委員から審議事項を示して管理委員会の開催を求められたときは、委員長は、すみやかに管理委員会を招集しなければならない。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代行する。

第六条 議案は、前条第三項に定める場合を除き、委員長が管理委員会に付議する。

第七条 管理委員会は、委員の四分の三以上が出席しなければ開会することができない。

第八条 管理委員会の議事は、出席者の三分の二以上の多数で決する。

第九条 委員長が必要と認めたときは、委員以外の者に出席を求め、意見を聞くことができる。

第十条 管理委員会の事務を処理するため幹事若干名を置き、総長が委嘱する。

第十一条 前各条に定めるもののほか、議事の運営その他の必要事項は、管理委員会が定める。

附則

1 この規程は、昭和四十年四月二十七日から施行し、昭和四十年四月一日から適用する。

2 京都大学東南アジア研究センター規程(昭和三十八年達示第一号)および京都大学東南アジア研究センター管理委員会規程(昭和三十八年達示第二号)は、廃止する。

(注) 一九六九・三・一八達示第三号で廃止。

五 東南アジア研究センター協議員会規程

達示第三号

一九六九(昭和四四)年三月一八日

京都大学東南アジア研究センター協議員会規程

第一条 東南アジア研究センター(以下「センター」という。)の重要事項を審議するため、センターに、東南アジア研究センター協議員会(以下「協議員会」という。)を置く。

第二条 協議員会は、次の各号に掲げる者で組織する。

一 センターの所長(以下「所長」という。)

二 センター所属の教授

三 センター所属の助教授のうちから、その互選による

者 一名

四 各関係部局ごとに、その長の推薦する教授または助

教授 各一名

2 前項第三号および第四号の協議員は所長が委嘱するものとし、その任期は二年とする。ただし、欠員を生じた場合における補欠の協議員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 第一項第三号および第四号の協議員は、再任されることが出来る。

第三条 所長は、協議員会を招集し、議長となる。

2 所長に事故があるときは、あらかじめ所長の指名した

協議員が、前項の職務を代行する。

第四条 協議員会は、協議員の過半数が出席しなければ開会することができない。

第五条 協議員会の議事は、別段の定めがある場合を除くほか、出席協議員の過半数で決し、可否同数のときは、議長が決する。

第六条 協議員会の事務を処理するため、協議員会に幹事を置き、センターの事務主任をあてる。

第七条 前各条に定めるもののほか、議事の方法その他の必要事項は、協議員会が定める。

附 則

1 この規程は、昭和四十四年四月一日から施行する。

2 京都大学東南アジア研究センター管理委員会規程(昭和四十年達示第八号)は廃止する。

改正 昭四六・四・一三達示九号

六 東南アジア研究センター規程

〔二〕
達示第二六号

一九八九(平成元)年十一月四日

京都大学東南アジア研究センター規程

第一条 この規程は、京都大学東南アジア研究センター(以下「センター」という。)の組織等に関し必要な事項を定めるものとする。

第二条 センターは、東南アジア地域に関する総合研究を行う。

第三条 センターに、所長を置く。

2 所長は、センターの教授をもって充てる。

3 所長は、センターの所務を掌理する。

第四条 センターに、次の研究部門及び資料部を置く。

生態環境研究部門

社会生態研究部門

統合環境研究部門

地域発展研究部門

人間環境研究部門

地域研究第一客員研究部門

地域研究第二客員研究部門

東南アジア諸語文献客員研究部門

第五条 センターに、その重要事項を審議するため、協議

委員会を置く。

2 協議委員会に関し必要な事項は、別に定める。

第六条 センターの事務組織については、京都大学分課規程(昭和四十八年達示第二十二号)の定めるところによる。

第七条 この規程に定めるもののほか、センターの内部組織については、所長が定める。

附 則

この規程は、平成元年十一月十四日から施行する。

二 保健管理センター・保健診療所

一 学生健康相談所規程

〔三〕

達示第四号

一九三七(昭和一二)年二月二十八日

京都帝国大学生健康相談所規程

第一条 本学ニ京都帝国大学生健康相談所ヲ置く

第二条 本所ハ本学学生生徒ノ健康ノ増進ヲ図ルヲ以テ目的トシ左ノ事項ヲ取扱フ

健康相談

身体検査

疾病ノ予防並診療

第三条 本所ハ学生課ノ所属トス

第四条 本所ニ所長及医員ヲ置キ総長之ヲ依嘱ス

所長ハ所務ヲ掌リ医員ハ医務ニ従事ス

第五条 本所ニ顧問ヲ置クコトヲ得

第六条 本所ニ左ノ十科ヲ置ク

内科

外科

眼科

皮膚科

耳鼻咽喉科

整形外科

精神科

レントゲン科

スポーツ医事科

歯科

第七条 診察ハ無料トス但シ薬価、処置料及其ノ他ノ料金

ハ別ニ定ムル料金表ニ拠リ之ヲ徴収ス

第八条 本規程施行ニ関スル細則ハ総長之ヲ定ム

附則

本規程ハ昭和十三年一月一日ヨリ之ヲ施行ス

料金表

一、投薬品料

円

内服薬 一日一剤 一〇〇

外用薬 一剤 〇五〇

注射薬 一箇 一〇〇ヨリ

三、一〇〇

但高価薬ハ内服外用共一剤三〇銭以内トス

二、容器料 小一箇 〇五〇

大一箇 一〇〇

三、処置料 一回 〇五〇ヨリ

五〇〇

四、手術料 一回 五〇〇ヨリ

五、〇〇〇

五、手数料 一回 〇五〇ヨリ

一〇〇

六、レントゲン写真料 一枚 五〇〇ヨリ

二、五〇〇

七、歯科煉性充填料 五〇〇ヨリ

八、歯牙架工料

二、〇〇〇
二、〇〇〇ヨリ
一五、〇〇〇
改正 昭一四・四・一達示八号、昭一六・四・二一

二分課規程〔保健診療所設置〕

〔六〕
達示第一五号
一九四九(昭和二四)年八月二五日

第二条〔本文は二四一頁参照〕

三 保健診療所取扱規程

〔一三〕
達示第四号
一九五二(昭和二七)年三月二一日

保健診療所取扱規程

第一条 保健診療所に左の十科を置く。

内科、外科、眼科、皮膚科、耳鼻咽喉科、整形外科、X線科、スポーツ医科、歯科及び精神科

第二条 診療料、薬料及び処置料その他の料金は、前納に

より別表の料金表に基いて徴収する。

第三条 附表の薬料については学長の認可を得て所長が定める。

附 則

この規則は、昭和二十七年四月一日より施行する。

〔別表、附表略〕

改正 昭二七・一〇・一五達示二一号

〔注〕一九六二・二・二〇達示第一号で全部改正。

四 学生身体検査規程

〔六〕
達示第一六号
一九五四(昭和二九)年二月二二日

京都大学学生身体検査規程

第一条 学生は、本学の行う定期及び臨時の身体検査を受けなければならない。

第二条 疾病その他の事由によつて前条の身体検査を受けることができないときは、その事由を附してあらかじめ所属学部長(教養部にあつては教養部長)に届け出でなければならぬ。

2 前項の事由のなくなつたときは、すみやかに身体検査を受けなければならない。

第三条 やむを得ない事情により前条の届出ができない場合においては、その事情のなくなつたとき、すみやかに所属学部長(教養部にあつては教養部長)に届け出で、身体検査依頼書の交付を受けて、身体検査を受けなければならない。

第四条 この規程による身体検査を受けなかつた者は、当該年度に施行する試験を受けることができない。

附則

この規程は、昭和三十年四月一日から施行する。

改正 昭三二・九・二五達示二五号、昭三四・二・二四達示三号、

昭五二・二・二二達示七号、平五・三・九達示一八号

〔注〕一九五九・二・二四達示第三号で学生健康診断規程に改称。

五 保健診療所業務規程

〔六〕

達示第一号

一九六二(昭和三七)年二月二〇日

京都大学保健診療所業務規程

第一条 保健診療所においては、学生、職員の健康管理お

よび学生の健康相談を行ない、必要に応じ職員の診療を行なう。

第二条 保健診療所に次の十科をおく。

内科、外科、眼科、皮膚科、耳鼻咽喉科、整形外科、X線科、スポーツ医科、歯科および精神科

第三条 学生の健康相談は無料とし、処置を必要とする場合は、実費とする。

2 職員の診療料は、厚生省告示診療報酬点数表(甲)および歯科診療報酬点数表の基準による。

第四条 この規程の施行に関し必要な細則は、総長の認可を得て所長が定める。

附則

この改正規程は、昭和三十七年三月一日から施行する。

改正 昭四一・六・二二達示二二号、平六・三・三二達示七号

〔注〕一九九八・三・三一達示第一〇号で廃止。

六 国立学校設置法施行規則一部改正(抄)〔保健管理センター設置〕

文部省令第二二二号

一九六六(昭和四一)年四月五日

国立学校設置法施行規則の一部を改正する省令

国立学校設置法施行規則(昭和三十九年文部省令第十一号)の一部を次のように改正する。

〔中略〕

第二十九条〔中略〕の次に次の一条を加える。

〔保健管理センター及びその所長〕

第二十九条の二 次に掲げる国立大学に、学生の保健管理に関する専門的業務を行なう厚生補導のための施設として、保健管理センターを置く。

東京大学

京都大学

島根大学

長崎大学

2 保健管理センターに所長を置き、その大学の教授又は助教授をもつて充てる。

〔中略〕

附則

この省令は、公布の日から施行し、昭和四十一年四月一日から適用する。

七 保健管理センター管理委員会規程

〔六〕
達示第一二三号

一九六六(昭和四一)年七月五日

京都大学保健管理センター管理委員会規程

第一条 京都大学に保健管理センター管理委員会(以下「管理委員会」という。)を置く。

第二条 管理委員会は、保健管理センターに関する次の各号に掲げる事項を審議する。

一 所長の選考および任期に関すること。

二 教官の人事に関すること。

三 保健管理の基本計画に関すること。

四 その他管理運営に関する重要事項

第三条 管理委員会は、次の各号に掲げる委員で組織する。

一 各学部長および教養部長

二 研究所長若干名

三 医学部附属病院長

四 関係教授若干名

五 事務局長

六 学生部長

七 保健管理センターの所長

2 前項第二号および第四号の委員は、総長が委嘱する。

3 第一項第五号および第六号の委員は、前条第二号に掲げる事項については、その審議に加わらないものとする。

第四条 管理委員会に委員長および副委員長を置く。

2 委員長および副委員長は、前条第一項第一号から第四号までおよび第七号の委員のうちから、管理委員会において選出する。

3 委員長は、委員会を招集し、議長となる。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代行する。

第五条 管理委員会は、審議に加わるべき委員の四分の三以上が出席しなければ開会することができない。

2 管理委員会の議事は、審議に加わるべき出席委員の三分の二以上の多数で決する。

第六条 管理委員会は、必要と認めたときには、委員以外の者を出席させて意見をきくことができる。

第七条 管理委員会に関する事務は、庶務部において処理する。

第八条 この規程に定めるもののほか、管理委員会の議事の運営その他必要な事項は、管理委員会が定める。

附 則

この規程は、昭和四十一年七月五日から施行する。

〔注〕一九七四・五・一四達示第二二号で廃止。

八 保健診療所規程

達示第一〇号
一九九八(平成一〇)年三月三十一日

京都大学保健診療所規程

第一条 京都大学医学部附属病院に、学生及び職員の初期診療を行うため、診療所を置く。

2 前項の診療所の名称は、京都大学保健診療所(以下「保健診療所」という。)とする。

第二条 保健診療所に、所長を置く。

2 所長は、医学部又は医学部附属病院の教官をもって充て、総長が委嘱する。

3 所長は、医学部附属病院長の命を受け、保健診療所の業務をつかさどる。

第三条 学生の診療料は、実費とする。

2 職員の診療料は、厚生省告示医科診療報酬点数表の基準による。

第四条 この規程に定めるもののほか、保健診療所の組織及び運営に関し必要な事項は、医学部附属病院長が定める。

附 則

1 この規程は、平成十年四月一日から施行する。

2 京都大学保健診療所業務規程(昭和三十七年達示第一号)は、廃止する。

三 大型計算機センター

一 国立学校設置法施行規則一部改正(抄)〔大型計算機センター設置〕

文部省令第一八号
一九六九(昭和四四)年六月一日

国立学校設置法施行規則の一部を改正する省令

国立学校設置法施行規則(昭和三十九年文部省令第十一

号)の一部を次のように改正する。

〔中略〕

別表第七の三中

東京大学 大型計算機センター

を

東北大学	大型計算機センター
東京大学	大型計算機センター
京都大学	大型計算機センター
大阪大学	大型計算機センター
九州大学	大型計算機センター

に改める。

〔中略〕

附 則

1 この省令は、公布の日から施行し、改正後の国立学校設置法施行規則の規定及び次項の規定による改正後の国立の学校における授業料その他の費用に関する省令(昭和三十六年文部省令第九号)の規定は、昭和四十四年四月一日から適用する。

〔以下略〕

二 大型計算機センター運営委員会規程

(二)
達示第七号

一九六九(昭和四四)年六月一日

京都大学大型計算機センター運営委員会規程

第一条 大型計算機センターの運営に関する重要事項についてセンター長の諮問に応ずるため、大型計算機センターに、大型計算機センター運営委員会(以下「運営委員会」という。)を置く。

第二条 運営委員会は、次の各号に掲げる者で組織する。

一 京都大学専任の教授および助教授のうちから総長の命じた者若干名

二 京都大学併任の教授および学外の学識経験者のうちから総長の委嘱した者若干名

三 事務局長

2 職務上委員となる者のほか、委員の任期は、二年とする。ただし、その補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

第三条 センター長は、運営委員会を招集し、議長となる。
2 センター長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員が前項の職務を代行する。

第四条 運営委員会は、委員の半数以上が出席しなければ

開くことができない。

第五条 運営委員会に、常任委員会を置く。

2 常任委員会は、運営委員会の職務に属する経常的な事項で運営委員会が指定したものおよび臨時的な事項で比較的軽易なものを処理するものとする。

3 常任委員会は、前項の規定により処理した事項について、運営委員会に報告しなければならない。

4 常任委員会は、運営委員会の委員のうちから、運営委員会の議を経てセンター長の委嘱した若干名の常任委員で組織する。

5 前二条の規定は、常任委員会に準用する。この場合において、「運営委員会」とあるのは「常任委員会」と、「委員」とあるのは「常任委員」と読み替えるものとする。

第六条 運営委員会は、必要があるときは、委員以外の者の出席を求めて意見を聞くことができる。

第七条 運営委員会の事務を処理するため、運営委員会に幹事を置き、事務長をあてる。

第八条 この規程に定めるもののほか、運営委員会の議事の方法その他の必要事項は、運営委員会が定める。

附 則

1 この規程は、昭和四十四年六月十一日から施行する。

2 運営委員会の事務は、当分の間、第七条の規定にかかわらず、センター長の命をうけて事務主任が処理するものとする。

改正 昭四五・三・二五達示六号、昭四八・三・二〇達示一六号、
昭六〇・五・二一達示一〇号

三 大型計算機センター協議員会規程

(六)
達示第一八号

一九六九(昭和四四)年七月八日

京都大学大型計算機センター協議員会規程

第一条 大型計算機センターに関する重要事項を審議するため、大型計算機センターに、大型計算機センター協議員会(以下「協議員会」という。)を置く。

第二条 協議員会は、関係部局の教授および助教教授のうちからセンター長の委嘱した協議員若干名で組織する。

2 協議員の任期は、二年とする。ただし、補欠の協議員の任期は前任者の残任期間とする。

第三条 センター長は、協議員会を招集し、議長となる。

2 センター長に事故があるときは、あらかじめその指名する協議員が前項の職務を代行する。

第四条 協議員会は、協議員の半数以上が出席しなければ、開くことができない。

第五条 センター長が、必要と認めたときは、協議員以外の者の出席を求め、意見をきくことができる。

第六条 協議員会の事務を処理するため、協議員会に幹事を置き、事務長をあてる。

第七条 この規程に定めるもののほか、協議員会の議事の方法その他の必要事項は、協議員会が定める。

附 則

1 この規程は、昭和四十四年七月八日から施行し、昭和四十四年四月一日から適用する。

2 協議員会の事務は、当分の間、第六条の規定にかかわらず、センター長の命をうけて事務主任が処理するものとする。

改正 昭四五・三・二五達示六号、昭六〇・五・二一達示九号

四 大型計算機センター利用規程

(六)
達示第二号

一九六九(昭和四四)年一月二日

京都大学大型計算機センター利用規程

第一条 京都大学大型計算機センター(以下「センター」という。)の利用については、この規程の定めるところによる。

第二条 センターは、学術研究のためにのみ利用することができる。

第三条 センターを利用することのできる者は、次のとおりとする。

一 大学または高等専門学校教員およびこれに準ずる者

二 文部省所轄機関(国立学校を除く。)の研究職員

三 学術研究を目的とするその他の研究機関でセンターの長(以下「センター長」という。)が認めたものに所属し、もっぱら研究に従事する者

四 科学研究費補助金の交付を受けて学術研究を行なう者

五 その他特にセンター長が適当と認めた者

第四条 センターを利用しようとする者は、研究課題ごと

に次の各号に掲げる事項を記載した課題承認申請書をセンター長に提出し、その承認を受けなければならない。

一 申請者の氏名

二 研究課題

三 利用予定期間および計算機使用見込時間数

四 第十五号の規定による利用負担金を負担する者に関する事項

五 その他センター長が必要と認めた事項

2 前項第二号の研究課題は、その成果が公開し得るものでなければならない。

3 センター長は、当該研究課題にかかるセンターの利用を承認したときは、当該利用のための課題番号および登録氏名を明示して、その旨を申請者に通知するものとする。

第五条 センターの利用を承認された者(以下「利用者」という。)がセンターに計算、せん孔等を依頼するには、センター長が別に定める方法によらなければならない。

第六条 利用者は、センター利用のための課題番号を、当該研究課題にかかる計算以外の計算のために使用し、または他人をして使用させてはならない。

第七条 利用者は、第四条第一項第三号に掲げる利用予定

期間または計算機使用見込時間数をこえてセンターを利用しようとするときは、あらかじめ、その旨をセンター長に届け出なければならない。この場合において、利用者以外の者が利用負担金を負担するときは、その者の同意を得て届け出なければならない。

2 利用者は、第四条第一項第四号および第五号に掲げる事項について変更を生じたときは、すみやかに、センター長に届け出なければならない。

第八条 利用者は、当該利用を承認された研究課題にかかる研究が終了したときまたはその研究につきセンターを利用する必要がなくなつたときは、すみやかにその旨をセンター長に届け出るとともに、その利用した結果をセンター長に報告しなければならない。

第九条 前条に規定する場合のほか、センター長は、必要に応じて、利用者に対し、センターの利用にかかる事項について報告を求めることができる。

第十条 センター外端局を設置しようとする者は、次の各号に掲げる事項を記載したセンター外端局承認申請書をセンター長に提出し、その承認を受けなければならない。

一 申請者の氏名

二 端局の構成、使用機種およびその設置場所

三 設置および使用開始の時期

四 その他センター長が必要と認めた事項

2 センター長は、センター外端局を承認したときは、当該センター外端局による利用のための端局番号を明示して、その旨を申請者に通知するものとする。

3 第一項の規定による承認を受けた者が、当該承認にかかるセンター外端局を廃止しようとするときは承認申請書に記載した事項の変更を行なおうとするときは、あらかじめ、センター長に協議しなければならない。

第十一条 センター外端局の管理は、前条第一項の規定による承認を受けた者が行なうものとする。

第十二条 センター内にファイルを開設しようとする者は、次の各号に掲げる事項を記載したファイル開設承認申請書をセンター長に提出し、その承認を受けなければならない。

一 申請者の氏名

二 ファイルの種類

三 開設期間

四 その他センター長が必要と認めた事項

2 センター長は、ファイルの開設を承認したときは、当該ファイルの使用のためのファイル名を明示して、その

旨を申請者に通知するものとする。

3 第一項の規定による承認を受けた者が同項第三号の期間経過前にファイルの開設を廃止しようとするときは、あらかじめ、その旨をセンター長に届け出なければならぬ。

第十三条 利用者は、センターを利用して行なつた研究成果を論文等により公表するときは、当該論文等に、センターを利用した旨を明記しなければならない。

2 利用者は、前項の公表された論文等の写をセンターに寄贈するものとする。

第十四条 この規程またはこの規程に基づく定めに違反した者その他センターの運営に重大な支障を生ぜしめた者があるときは、センター長は、第四条の規定により行なつたその者にかかる利用の承認を取り消し、またはその者に一定期間センターを利用させないことがある。

第十五条 利用者またはこれに代わる者は、当該利用にかかる経費の一部を、利用負担金として、負担しなければならない。

2 利用負担金の額および負担方法は、総長が別に定める。第十六条 この規程に定めるもののほか、センターの利用に関し必要な事項は、センター長が定める。

附 則

1 この規程は、昭和四十四年十一月十一日から施行し、第十五条の規定は、昭和四十四年四月一日から適用する。

2 京都大学大型計算機センターの利用に関する暫定規程（昭和四十三年十二月十二日総長制定^{（マ）}）は、廃止する。

3 京都大学大型計算機センターの利用に関する暫定規程の規定によつて行なわれた承認、申請その他の行為は、この規程の当該相当規定によつて行なわれたものとみなす。

改正 昭五一・一〇・一二達示三七号

五 大型計算機センター規程

〔六〕
達示第二四号

一九六九（昭和四四）年二月九日

京都大学大型計算機センター規程

第一条 この規程は、京都大学大型計算機センター（以下「センター」という。）の組織に関し必要な事項を定めるものとする。

第二条 センターに、センター長を置く。

2 センター長は、京都大学の専任の教授をもってあてゐる。

3 センター長は、センターの所務を掌理する。

第三条 センターに、研究開発部を置く。

2 研究開発部の業務は、次の各号に掲げるとおりとする。

一 計算機システムの維持向上およびその利用の改善にかかる技術の開発に関すること。

二 センターの利用に伴う各種基礎的および応用的研究に関すること。

第四条 研究開発部に、部長を置く。

2 部長は、京都大学の専任の教授または助教授をもってあてゐる。

3 部長は、研究開発部の業務をつかさどる。

第五条 センターに関する重要事項を審議するため、別に定めるところにより、センターに協議委員会を置く。

第六条 センターの運営に関する重要事項についてセンター長の諮問に應ずるため、別に定めるところにより、センターに運営委員会を置く。

第七条 センターの事務組織については、京都大学分課規程の定めるところによる。

第八条 この規程に定めるもののほか、センターの内部組織については、センター長が定める。

附 則

この規程は、昭和四十四年十二月九日から施行し、第二条および第五条の規定は同年四月一日から、第七条の規定は同年五月十六日から、第六条の規定は同年六月十一日から適用する。

四 放射性同位元素総合センター

一 国立学校設置法施行規則一部改正〔抄〕（放射性同位元素総合センター設置）

文部省令第一三号
一九七二（昭和四六）年三月三十一日

国立学校設置法施行規則の一部を改正する省令

国立学校設置法施行規則（昭和三十九年文部省令第十一号）の一部を次のように改正する。

〔中略〕

別表第七の二中東京芸術大学の項の次に次のように加える。

京都大学

放射性同位元素総合センター

〔中略〕

附 則

1 この省令は、昭和四十六年四月一日から施行する。

〔以下略〕

二 放射性同位元素総合センター運営委員会規程 〔一四〕

総長裁定
一九七一年（昭和四十六）年四月一日

京都大学放射性同位元素総合センター運営委員会規程

第一条 京都大学放射性同位元素総合センター（以下「センター」という。）に、放射性同位元素総合センター運営委員会（以下「運営委員会」という。）を置く。

2 運営委員会は、全学共同利用施設としてのセンターの運営に関する事項を審議する。

3 運営委員会は、センターの運営の基本について、放射性同位元素等管理委員会と協議するとともに、常に緊密な連繫をとるものとする。

第二条 運営委員会は、次に掲げる委員で組織する。

一 センターの長（以下「センター長」という。）

二 放射性同位元素等を利用する部局の教官のうちからセンター長が委嘱した者若干名

2 職務上委員となる者のほかは、委員の任期は一年とする。ただし、重任を妨げない。

第三条 センター長は、運営委員会を招集して、議長となる。

2 運営委員会は、毎月定例に開会するものとする。ただし、議長が必要があると認めたとき、または委員から要求があつたときは、臨時に開会することができる。

3 議事の方法は、運営委員会が定める。

4 議長が必要があると認めたとき、または委員から要求があつたときは、委員以外の者の出席を求めて意見をきくことができる。

第四条 運営委員会に幹事を置き、センターの職員のうちからセンター長が委嘱する。

2 幹事は、議長の指揮をうけて、運営委員会の庶務をつかさどる。

附 則

1 この規程は、昭和四十六年四月一日から施行する。

2 放射性同位元素総合研究室運営委員会規程（昭和三十六年四月十一日総長裁定）は、廃止する。

〔注〕一九七六・一二・二一達示第四号で廃止。

三 放射性同位元素総合センター規程

〔六〕

達示第四一号

一九七六(昭和五一年)年十二月二二日

京都大学放射性同位元素総合センター規程

第一条 この規程は、京都大学放射性同位元素総合センター(以下「センター」という。)の組織等に関し必要な事項を定めるものとする。

第二条 センターは、学内共同利用の放射性同位元素関係の施設、設備を管理・運営し、本学の教官その他の者の共用に供するとともに、放射性同位元素等取扱者の教育・訓練その他必要に応じて放射性同位元素等の管理及び利用についての助言等を行い、併せて放射性同位元素に関する基礎的・応用的研究を行う。

第三条 センターにセンター長を置く。

2 センター長は、京都大学の専任の教授をもつて充てる。

3 センター長の任期は、二年とし、再任を妨げない。

4 センター長は、センターの所務を掌理する。

第四条 センターに、その重要事項を審議するため、協議

員会を置く。

2 協議員会に関し必要な事項は、別に定める。

第五条 センターに、その運営に関する事項についてセンター長の諮問に応ずるため、運営委員会を置く。

2 運営委員会に関し必要な事項は、別に定める。

第六条 センターの事務組織については、京都大学分課規程(昭和四十八年達示第二十二号)の定めるところによる。

第七条 この規程に定めるもののほか、センターの内部組織については、センター長が定める。

附 則

この規程は、昭和五十一年十二月二十一日から施行する。

四 放射性同位元素総合センター協議員会規程

〔六〕

達示第四二号

一九七六(昭和五一年)年十二月二二日

京都大学放射性同位元素総合センター協議員会規程

第一条 この規程は、京都大学放射性同位元素総合センター規程(昭和五十一年達示第四十一号)第四条第二項の規定に基づき、放射性同位元素総合センター(以下「センター」という。)の協議員会に関し必要な事項を定めるもの

とする。

第二条 協議員会は、次の各号に掲げる協議員で組織する。

一 センター長

二 放射性同位元素等管理委員会の委員長

三 前二号以外の京都大学の教授のうちから、協議員会の議を経てセンター長の委嘱した者 若干名

2 前項の規定にかかわらず、協議員会に、必要に応じて、センターの助教授その他の京都大学の助教授のうちから協議員会の議を経てセンター長の命じ、又は委嘱した者若干名を加えることができる。

3 第一項第三号及び前項の協議員の任期は、二年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の協議員の任期は、前任者の残任期間とする。

第三条 センター長は、協議員会を招集し、議長となる。

2 センター長に事故があるときは、あらかじめセンター長が指名した協議員が前項の職務を代行する。

第四条 協議員会は、協議員の過半数が出席しなければ、開くことができない。

第五条 協議員会に関する事務は、センターの事務室において処理する。

第六条 この規程に定めるもののほか、協議員会の運営に

関し必要な事項は、協議員会が定める。

附則

この規程は、昭和五十一年十二月二十一日から施行する。

改正 昭六一・一・二八連示一号

五 放射性同位元素総合センター運営委員会規程

〔六〕

達示第四四号
一九七六(昭和五一年)年二月二日

京都大学放射性同位元素総合センター運営委員会規程

第一条 この規程は、京都大学放射性同位元素総合センター規程(昭和五十一年達示第四十一号)第五条第二項の規定に基づき、放射性同位元素総合センター(以下「センター」という。)の運営委員会に関し必要な事項を定めるものとする。

第二条 運営委員会は、次の各号に掲げる委員で組織する。

一 センター所属の教官のうちからセンター長の命じた者 若干名

二 放射性同位元素等を利用する部局の教官のうちから

センター長の委嘱した者 若干名

2 前項第二号の委員の任期は、二年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

第三条 センター長は、運営委員会を招集し、議長となる。

2 センター長に事故があるときは、あらかじめセンター長が指名した委員が前項の職務を代行する。

第四条 運営委員会は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。

第五条 運営委員会に必要に応じて専門委員会を置くことができる。

2 専門委員会委員は、運営委員会の議に基づきセンター長が委嘱する。

第六条 運営委員会は、必要があるときは、委員以外の者の出席を求めて意見をきくことができる。

第七条 運営委員会に関する事務は、センターの事務室において処理する。

第八条 この規程に定めるもののほか、運営委員会の運営に關し必要な事項は、運営委員会が定める。

附 則

1 この規程は、昭和五十一年十二月二十一日から施行す

る。

2 京都大学放射性同位元素総合センター運営委員会規程（昭和四十六年四月一日総長裁定）は、廃止する。

六 放射性同位元素総合センター利用規程

〔六〕
達示第一号

一九七九（昭和五四）年一月三三日

第一条 京都大学放射性同位元素総合センター利用規程

「第一条 京都大学放射性同位元素総合センター（以下「センター」という。）の利用については、この規程の定めるところによる。

第二条 センターの利用の種類は、次の各号に掲げるとおりとする。

一 放射性同位元素等を使用する研究教育のため、実験室及び必要な機器等を利用するもの

二 放射性同位元素等を使用する研究教育のため、特定の機器等を利用するもの

三 放射性同位元素等の保管のため、貯蔵室を利用するもの

四 放射性廃棄物の一時保管のため、保管室を利用する

もの

2 センターは、前項の規定によりその施設・設備を利用に供するほか、放射性同位元素等の取扱いの実務に関する教育訓練その他放射性同位元素等の管理及び利用に関する指導助言等を行う。

第三条 前条第一項の利用をすることのできる者は、京都大学放射線障害予防規程（昭和三十五年達示第十四号。以下「障害予防規程」という。）第四条第三項又は第六項の規定により放射性同位元素等の取扱者として登録された者とする。

第四条 センターは、次の各号に掲げる休館日を除き、毎日午前九時から午後六時まで（土曜日にあつては、午後一時まで）開館する。

一 日曜日

二 国民の祝日（国民の祝日が日曜日に当たるときは、その翌日）

三 年末年始（十二月二十九日から翌年一月三日まで）

四 その他センター長が定め、あらかじめ公示する日

第五条 第二条第一項第一号の利用は、年度を前期及び後期の二期に区分して、各期ごとに行わせるものとする。

第六条 第二条第一項の利用をしようとする者は、所定の

申込期間内に所定の申込書を申込者の所属部局の放射線取扱主任者を経てセンター長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 前項の利用の承認、不承認の結果は、申込者の所属部局の放射線取扱主任者を経て申込者に通知する。

3 第二条第二項の教育訓練又は指導助言等を受けるための手続等は、センター長が別に定める。

第七条 前条第一項の規定によりセンターの利用を承認された者（以下「利用者」という。）は、その承認を受けた日時、場所及び方法に従つてセンターを利用するものとする。

第八条 利用者は、センターが放射線障害の防止のために設定する管理区域に立ち入る場合には、障害予防規程を遵守するほか、センターの放射線取扱主任者その他関係職員の指示に従わなければならない。

第九条 利用者は、実験室等の汚染を生ぜしめた場合には、直ちにセンターの放射線取扱主任者その他関係職員に連絡し、その指示に従わなければならない。

第十条 第二条第一項第一号又は第二号の利用に係る利用者は、その利用により行つた研究の成果を論文等により公表するときは、当該論文等にセンターを利用した旨を

明記するものとする。

第十一條 利用者がこの規程又はこの規程に基づく定め
に違反したとき、その他センターの運営に重大な支障を生
ぜしめたときは、センター長は、その者に係るセンター
の利用の承認を取り消し、又はセンターの利用を一定期
間停止することがある。

第十二條 この規程に定めるもののほか、センターの利用
に關し必要な事項は、センター長が別に定める。

附 則

1 この規程は、昭和五十四年一月二十三日から施行する。
2 京都大学放射性同位元素総合センター使用規程(昭和四
十六年四月一日総長裁定。以下「旧規程」という。)は、
廃止する。

3 この規程施行の際現に旧規程の規定によるセンター使
用の承認を受けている者は、この規程第六條第一項の規
定によるセンター利用の承認を受けたものとみなす。

改正

昭六・一二・九達示二九号、平元・六・二七達示一八号、
平五・二・二三達示二二号、平九・六・二四達示四四号

五 体育指導センター

一 国立学校設置法施行規則一部改正(抄)〔体育指導セン
ター設置〕

〔二〕

文部省令第一九号
一九七二(昭和四七)年五月一日

国立学校設置法施行規則の一部を改正する省令

国立学校設置法施行規則(昭和三十九年文部省令第十一
号)の一部を次のように改正する。

〔中略〕

第二十九條の二の次に次の一條を加える。

(体育指導センター及びその所長)

第二十九條の三 次に掲げる国立大学に、学生の体育指導
に關する専門的業務を行なう厚生補導のための施設とし
て、体育指導センターを置く。

北海道大学

京都大学

2 体育指導センターに所長を置き、その大学の教授又は
助教授をもつて充てる。

〔中略〕

附則

1 この省令は、公布の日から施行する。

〔以下略〕

二 体育指導センター規程

〔六〕
達示第一八号

一九七二(昭和四七)年五月二三日

京都大学体育指導センター規程

第一条 この規程は、京都大学体育指導センター(以下「体育指導センター」という。)の組織および運営に関し必要な事項を定めるものとする。

第二条 体育指導センターは、学生の体育活動の指導・助言その他学生の体育指導に関する専門的業務を行なう。

第三条 体育指導センターの所長は、京都大学専任の教授または助教授をもってあてる。

2 体育指導センターの所長は、同センターの業務を掌理する。

第四条 体育指導センターの重要事項を審議するため、体育指導センターに、管理運営委員会(以下「委員会」とい

う。)を置く。

2 委員会は、次の各号に掲げる委員で組織する。

一 教養部の保健体育科目を担当する教授または助教授

若干名

二 学生部委員会の委員 若干名

三 学生部長

四 保健管理センターの所長

五 体育指導センターの所長

3 前項第一号および第二号の委員は、総長が委嘱するものとし、その任期は、一年とする。

第五条 委員会に、委員長および副委員長を置く。

2 委員長および副委員長は、委員の互選によつて定め、それぞれの任期は、一年とする。

第六条 委員会の事務は、学生部において処理する。

第七条 この規程に定めるもののほか、体育指導センターの内部組織その他運営について必要な事項は、同センターの所長が定める。ただし、委員会に関する事項については、委員会が定める。

附則

この規程は、昭和四十七年五月二十三日から施行し、昭和四十七年五月一日から適用する。

改正 昭四九・七・九達示二六号、昭五一・七・六達示三四号、昭五三・一〇・三一達示四四号、平五・一二・九達示二〇号

六 放射線生物研究センター

一 国立学校設置法施行規則一部改正(抄)〔放射線生物研究センター設置〕

〔二〕
文部省令第一八号
一九七六(昭和五二)年五月一〇日

国立学校設置法施行規則の一部を改正する省令
国立学校設置法施行規則(昭和三十九年文部省令第十一号)の一部を次のように改正する。

〔中略〕

第二十條の五を第二十條の六とし、第二十條の四を第二十條の五とし、第二十條の三の次に次の一條を加える。

(放射線生物研究センター及びその長)

第二十條の四 京都大学に、放射線が生物に及ぼす影響に関する基礎的研究を行い、かつ、国立大学の教員その他の者で、この分野の研究に従事するものに利用させるための全国共同利用施設として、放射線生物研究センター

を置く。

2 前項の施設に長を置き、その大学の教授をもつて充てる。

〔中略〕

附則

1 この省令は、公布の日から施行する。

〔以下略〕

二 放射線生物研究センター規程

〔三〕
達示第一七号
一九七六(昭和五二)年五月一日

京都大学放射線生物研究センター規程

第一条 この規程は、京都大学放射線生物研究センター(以下「センター」という。)の組織等に関し必要な事項を定めるものとする。

第二条 センターは、放射線の生物への影響に関する基礎的研究を行うとともに、全国の大学その他の研究機関の研究者の共同利用に供することを目的とする。

第三条 センターに、センター長を置く。

2 センター長は、京都大学の専任の教授をもつて充てる。

3 センター長の任期は、二年とし、再任を妨げない。

4 センター長は、センターの所務を掌理する。

第四条 センターに、次の研究部門を置く。

放射線システム生物学研究部門

2 研究部門は、専任又は併任の教授が担当するものとする。

第五条 センターに、センターに関する重要事項を審議するため、協議員会を置く。

2 協議員会に關し必要な事項は、別に定める。

第六条 センターに、センターの運営に関する重要事項についてセンター長の諮問に應ずるため、運営委員会を置く。

2 運営委員会に關し必要な事項は、別に定める。

第七条 センターの事務組織については、京都大学分課規程(昭和四十八年達示第二十二号)の定めるところによる。

第八条 この規程に定めるもののほか、センターの内部組織については、センター長が定める。

附 則

この規程は、昭和五十一年五月十一日から施行し、昭和五十一年五月十日から適用する。

改正 昭五二・四・一九達示二四号、昭五三・四・一八達示二七号、

昭五八・四・一九達示九号、昭六二・七・七達示一七号

三 放射線生物研究センター協議員会規程

〔六〕 達示第一八号

一九七六(昭和五一)年五月一日

京都大学放射線生物研究センター協議員会規程

第一条 この規程は、放射線生物研究センター規程(昭和五十一年達示第十七号)第五条第二項の規定に基づき、放射線生物研究センター(以下「センター」という。)の協議員会に關し必要な事項を定めるものとする。

第二条 協議員会は、次の各号に掲げる協議員で組織する。

一 センター長

二 センター所屬の教授及び助教教授

三 前号以外の京都大学の教授又は助教教授のうちからセンター長の委嘱した者 若干名

2 前項第三号の協議員の任期は、二年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の協議員の任期は、前任者の残任期間とする。

第三条 センター長は、協議員会を招集し、議長となる。

2 センター長に事故があるときは、あらかじめセンター長が指名した協議員が前項の職務を代行する。

第四条 協議員会は、協議員の半数以上が出席しなければ、開くことができない。

第五条 協議員会の事務を処理するため、協議員会に幹事を置き、事務官を充てる。

第六条 この規程に定めるもののほか、協議員会の運営に關し必要な事項は、協議員会が定める。

附則

1 この規程は、昭和五十一年五月十一日から施行し、昭和五十一年五月十日から適用する。

2 この規程の施行後最初に委嘱される第二条第一項第三号の協議員の任期は、同条第二項の規定にかかわらず、センター長の指名する半数の者については一年とし、他の半数の者については二年とする。

四 放射線生物研究センター運営委員会規程

〔六〕 達示第一九号

一九七六(昭和五十二)年五月一日

京都大学放射線生物研究センター運営委員会規程

第一条 この規程は、京都大学放射線生物研究センター規程(昭和五十一年達示第十七号)第六条第二項の規定に基づき、放射線生物研究センター(以下「センター」という。)の運営委員会に關し必要な事項を定めるものとする。

第二条 運営委員会は、次の各号に掲げる委員で組織する。

一 センター所属の教官のうちから総長の命じた者 若干名

二 前号以外の京都大学の専任の教官のうちから総長の命じた者 若干名

三 学外の学識経験者のうちから総長の委嘱した者 若干名

2 前項第二号及び第三号の委員の任期は、二年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

第三条 センター長は、運営委員会を招集し、議長となる。

2 センター長に事故があるときは、あらかじめセンター長が指名した委員が前項の職務を代行する。

第四条 運営委員会は、委員の半数以上が出席しなければ、開くことができない。

第五条 運営委員会に必要なに応じて専門委員会を置くことができる。

2 専門委員会委員は、運営委員会の議に基づきセンター長が委嘱する。

第六条 運営委員会は、必要があるときは、委員以外の者の出席を求めて意見をきくことができる。

第七条 運営委員会の事務を処理するため、運営委員会に幹事を置き、事務官を充てる。

第八条 この規程に定めるもののほか、運営委員会の運営に関し必要な事項は、運営委員会が定める。

附 則

1 この規程は、昭和五十一年五月十一日から施行し、昭和五十一年五月十日から適用する。

2 この規程の施行後最初に命ぜられ、又は委嘱される第二條第一項第二号及び第三号の委員の任期は、同條第二項の規定にかかわらず、それぞれ、総長の指名する半数の者については一年とし、他の半数の者については二年とする。

七 環境保全センター

一 国立学校設置法施行規則一部改正(抄)〔環境保全センター設置〕

文部省令第一一号

一九七七(昭和五二年)四月一八日

国立学校設置法施行規則の一部を改正する省令

国立学校設置法施行規則(昭和三十九年文部省令第十一号)の一部を次のように改正する。

〔中略〕

別表第七の二〔中略〕京都大学の項中「放射線同位元素総合センター」の下に「環境保全センター」を加える。

〔中略〕

附 則

1 この省令は、公布の日から施行する。

〔以下略〕

二 環境保全センター規程

〔二〕
達示第二〇号

一九七七(昭和五二)年四月一九日

京都大学環境保全センター規程

第一条 この規程は、京都大学環境保全センター(以下「センター」という。)の組織等に関し必要な事項を定めるものとする。

第二条 センターは、京都大学における教育研究等の活動に伴い発生する廃棄物の適正処理などにより環境保全をはかるとともに、廃棄物処理等に関する研究を行い、及び本学における環境保全に関する基礎教育に協力する。

第三条 センターに、センター長を置く。

2 センター長は、京都大学の専任の教授をもつて充てゐる。

3 センター長の任期は、二年とし、再任を妨げない。

4 センター長は、センターの所務を掌理する。

第四条 センターに、その重要事項を審議するため、協議員会を置く。

2 協議員会に関し必要な事項は、別に定める。

第五条 センターに、その施設の利用に関し利用部局間の連絡調整をはかるため、運営委員会を置く。

2 運営委員会に関し必要な事項は、別に定める。

第六条 センターに、技術上の問題について専門的意見を

きくため、専門委員を置くことができる。

2 専門委員は、専門の学識経験を有する京都大学の教官のうちから、センター長が委嘱する。

第七条 センターの事務組織については、京都大学分課規程(昭和四十八年達示第二十二号)の定めるところによる。

第八条 この規程に定めるもののほか、センターの内部組織については、センター長が定める。

附 則

この規程は、昭和五十二年四月十九日から施行し、昭和五十二年四月十八日から適用する。

三 環境保全センター協議員会規程

〔三〕
達示第二一号

一九七七(昭和五二)年四月一九日

京都大学環境保全センター協議員会規程

第一条 この規程は、京都大学環境保全センター規程(昭和五十二年達示第二十号)第四条第二項の規定に基づき、京都大学環境保全センター(以下「センター」という。)の協議員会に関し必要な事項を定めるものとする。

第二条 協議員会は、次の各号に掲げる協議員で組織する。

一 センター長

二 廃棄物処理等専門委員会の委員長

三 前二号以外の京都大学教授のうちから、協議員会の議を経てセンター長の委嘱した者 若干名

2 前項の規定にかかわらず、協議員会に、必要に応じて、協議員会の議を経てセンターの助教授を加えることができる。

3 第一項第三号の協議員の任期は、別段の事情がある場合を除くほか、二年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の協議員の任期は、前任者の残任期間とする。

第三条 センター長は、協議員会を招集し、議長となる。

2 センター長に事故があるときは、あらかじめセンター長の指名する協議員が前項の職務を代行する。

第四条 協議員会は、協議員の過半数が出席しなければ、開くことができない。

2 協議員会の議事は、出席協議員の過半数で決する。

3 前二項の規定にかかわらず、協議員会の指定する重要事項については、協議員の三分の二以上が出席する協議員会において、出席協議員の四分の三以上の多数で決する。

第五条 協議員会に関する事務は、センターの事務室において処理する。

第六条 この規程に定めるもののほか、協議員会の運営に關し必要な事項は、協議員会が定める。

附 則

この規程は、昭和五十二年四月十九日から施行し、昭和五十二年四月十八日から適用する。

改正 昭五二・四・二六達示二九号、昭六〇・一〇・八達示一九号

四 環境保全センター運営委員会規程

〔二六〕
達示第二二一号

一九七七(昭和五二年)四月一九日

京都大学環境保全センター運営委員会規程

第一条 この規程は、京都大学環境保全センター規程(昭和五十二年達示第二十号)第五条第二項の規定に基づき、京都大学環境保全センター(以下「センター」という。)の運営委員会に關し必要な事項を定めるものとする。

第二条 運営委員会は、次の各号に掲げる委員で組織する。

一 センター所屬の教官のうちからセンター長の命じた

者 若干名

二 利用部局からの推薦を受けてセンター長の委嘱した教官 若干名

2 前項第二号の委員の任期は、二年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

第三条 センター長は、運営委員会を招集し、議長となる。

2 センター長に事故があるときは、あらかじめセンター長の指名する委員が、前項の職務を代行する。

第四条 運営委員会は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。

第五条 運営委員会に関する事務は、センターの事務室において処理する。

第六条 この規定に定めるもののほか、運営委員会の運営に関し必要な事項は、運営委員会が定める。

附 則

この規程は、昭和五十二年四月十九日から施行し、昭和五十二年四月十八日から適用する。

八 超高層電波研究センター

一 国立学校設置法施行規則一部改正(抄)〔超高層電波研究センター設置〕

文部省令第一六号
一九八一(昭和五六)年四月一日

国立学校設置法施行規則の一部を改正する省令
国立学校設置法施行規則(昭和三十九年文部省令第十一号)の一部を次のように改正する。

〔中略〕

第二十條の六を第二十條の四の五とし、第二十條の五を第二十條の四の四とし、同條の前に次の一條を加える。

(超高層電波研究センター及びその長)

第二十條の四の三 京都大学に、超高層及び中層大氣に関する電波観測並びにこれに関連する研究を行い、かつ、国立大学の教員その他の者で、この分野の研究に従事するものに利用させるための全国共同利用施設として、超高層電波研究センターを置く。

2 前項の施設に長を置き、その大学の教授をもつて充て

る。

〔中略〕

附 則

1 この省令は、公布の日から施行する。

〔以下略〕

二 超高層電波研究センター規程

〔二〕
達示第九号

一九八一（昭和五十六）年四月二一日

京都大学超高層電波研究センター規程

第一条 この規程は、京都大学超高層電波研究センター（以下「センター」という。）の組織等に関し必要な事項を定めるものとする。

第二条 センターは、超高層及び中層大気に関する電波観測及びこれに関連する研究を行うとともに、全国の大学その他の研究機関の研究者の共同利用に供することを目的とする。

第三条 センターに、センター長を置く。

2 センター長は、京都大学の専任の教授をもつて充てゐる。

3 センター長の任期は、二年とし、再任を妨げない。

4 センター長は、センターの所務を掌理する。

第四条 センターに、次の研究部門を置く。

超高層物理学研究部門

超高層電波工学研究部門

2 研究部門は、専任又は併任の教授が担当するものとする。

第五条 センターに、その重要事項を審議するため、協議員会を置く。

2 協議員会に関し必要な事項は、別に定める。

第六条 センターに、その運営に関する重要事項についてセンター長の諮問に応ずるため、運営委員会を置く。

2 運営委員会に関し必要な事項は、別に定める。

第七条 センターの事務組織については、京都大学分課規程（昭和四十八年達示第二十二号）の定めるところによる。

第八条 この規程に定めるもののほか、センターの内部組織については、センター長が定める。

附 則

この規程は、昭和五十六年四月二十一日から施行し、昭和五十六年四月一日から適用する。

改正 昭六〇・四・二三達示三号、昭六一・五・二〇達示一三号、

平六・九・一二達示一三号

三 超高層電波研究センター協議員会規程

〔六〕
達示第一〇号

一九八一（昭和五十六）年四月二一日

京都大学超高層電波研究センター協議員会規程

第一条 この規程は、京都大学超高層電波研究センター規程（昭和五十六年達示第九号）第五条第二項の規定に基づき、超高層電波研究センター（以下「センター」という。）の協議員会に関し必要な事項を定めるものとする。

第二条 協議員会は、次の各号に掲げる協議員で組織する。

一 センター長

二 センター所属の教授

三 前二号以外の京都大学教授のうちから、協議員会の議を経てセンター長の委嘱した者 若干名

2 前項第三号の協議員の任期は、別段の事情がある場合を除くほか、二年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の協議員の任期は、前任者の残任期間とする。

第三条 センター長は、協議員会を招集し、議長となる。

2 センター長に事故があるときは、あらかじめセンター長が指名した協議員が前項の職務を代行する。

第四条 協議員会は、協議員の過半数が出席しなければ、開くことができない。

2 協議員会の議事は、出席協議員の過半数で決する。

3 前二項の規定にかかわらず、協議員会の指定する重要事項については、協議員の三分の二以上が出席する協議員会において、出席協議員の四分の三以上の多数で決する。

第五条 協議員会の事務を処理するため、協議員会に幹事を置き、事務官を充てる。

第六条 この規程に定めるもののほか、協議員会の運営に関し必要な事項は、協議員会が定める。

附則

この規程は、昭和五十六年四月二十一日から施行し、昭和五十六年四月一日から適用する。

四 超高層電波研究センター運営委員会規程

〔六〕

達示第一一号
一九八一（昭和五十六）年四月二一日

京都大学超高層電波研究センター運営委員会規程

第一条 この規程は、京都大学超高層電波研究センター規程（昭和五十六年達示第九号）第六条第二項の規定に基づき、超高層電波研究センター（以下「センター」という。）

の運営委員会に関し必要な事項を定めるものとする。

第二条 運営委員会は、次の各号に掲げる委員で組織する。

一 センター所属の教授及び助教授のうちから総長の命じた者 若干名

二 前号以外の京都大学の専任の教授及び助教授のうちから総長の命じた者 若干名

三 学外の学識経験者のうちから総長の委嘱した者 若干名

2 委員の任期は、二年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

第三条 センター長は、運営委員会を招集し、議長となる。

2 センター長に事故があるときは、あらかじめセンター長が指名した委員が前項の職務を代行する。

第四条 運営委員会は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。

第五条 運営委員会に必要に応じて専門委員会を置くことができる。

2 専門委員会委員は、運営委員会の議に基づきセンター長が委嘱する。

第六条 運営委員会は、必要があるときは、委員以外の者の出席を求めて意見をきくことができる。

第七条 運営委員会の事務を処理するため、運営委員会に幹事を置き、事務官を充てる。

第八条 この規程に定めるもののほか、運営委員会の運営に関し必要な事項は、運営委員会が定める。

附則

この規程は、昭和五十六年四月二十一日から施行し、昭和五十六年四月一日から適用する。

九 遺伝子実験施設

一 国立学校設置法施行規則一部改正〔抄〕〔遺伝子実験施設設置〕

文部省令第一四号
一九八八（昭和六三）年四月八日

国立学校設置法施行規則の一部を改正する省令
国立学校設置法施行規則（昭和三十九年文部省令第十一号）の一部を次のように改正する。

〔中略〕

別表第七の二〔中略〕京都大学の項中「アフリカ地域研究センター」の下に「遺伝子実験施設」を加える。

〔中略〕

附 則

1 この省令は、公布の日から施行する。

〔以下略〕

二 遺伝子実験施設規程

〔六〕
達示第六号

一九八八(昭和六三)年四月一九日

京都大学遺伝子実験施設規程

第一条 この規程は、京都大学遺伝子実験施設(以下「実験施設」という。)の組織等に関し必要な事項を定めるものとする。

第二条 実験施設は、組換えDNA実験に関する研究教育を行うとともに、組換えDNA実験の促進と安全の確保をはかることを目的とする。

第三条 実験施設に、施設長を置く。

2 施設長は、京都大学の専任の教授をもつて充てる。

3 施設長の任期は、二年とし、再任を妨げない。

4 施設長は、実験施設の所務を掌理する。

第四条 実験施設に、その重要事項を審議するため、協議

員会を置く。

2 協議員会に関し必要な事項は、別に定める。

第五条 実験施設に、その運営に関する事項について施設長の諮問に応ずるため、運営委員会を置く。

2 運営委員会に関し必要な事項は、別に定める。

第六条 実験施設の事務組織については、京都大学分課規程(昭和四十八年達示第二十一号)の定めるところによる。

第七条 この規程に定めるもののほか、実験施設の内部組織については、施設長が定める。

附 則

この規程は、昭和六十三年四月十九日から施行し、昭和六十三年四月八日から適用する。

三 遺伝子実験施設協議員会規程

〔三〕

達示第七号

一九八八(昭和六三)年四月一九日

京都大学遺伝子実験施設協議員会規程

第一条 この規程は、京都大学遺伝子実験施設規程(昭和六十三年達示第六号)第四条第二項の規定に基づき、遺伝子実験施設(以下「実験施設」という。)の協議員会に関し必

要な事項を定めるものとする。

第二条 協議員会は、次の各号に掲げる協議員で組織する。

一 施設長

二 組換えDNA実験安全委員会の委員長

三 前二号以外の京都大学の教授のうちから、施設長の委嘱した者 若干名

2 前項の規定にかかわらず、協議員会に、必要に応じて、協議員会の議を経て実験施設の助教授を加えることができる。

3 第一項第三号の協議員の任期は、二年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の協議員の任期は、前任者の残任期間とする。

第三条 施設長は、協議員会を招集し、議長となる。

2 施設長に事故があるときは、あらかじめ施設長が指名した協議員が前項の職務を代行する。

第四条 協議員会は、協議員の過半数が出席しなければ、開くことができない。

2 協議員会の議事は、出席協議員の過半数で決する。

3 前二項の規定にかかわらず、協議員会の指定する重要事項については、協議員の三分の二以上が出席する協議員会において、出席協議員の四分の三以上の多数で決す

る。

第五条 協議員会の事務を処理するため、協議員会に幹事を置き、事務官を充てる。

第六条 この規程に定めるもののほか、協議員会の運営に關し必要な事項は、協議員会が定める。

附 則

この規程は、昭和六十三年四月十九日から施行し、昭和六十三年四月八日から適用する。

四 遺伝子実験施設運営委員会規程

〔六〕
達示第八号

一九八八(昭和六三)年四月一九日

京都大学遺伝子実験施設運営委員会規程

第一条 この規程は、京都大学遺伝子実験施設規程(昭和六十三年達示第六号)第五条第二項の規定に基づき、遺伝子実験施設(以下「実験施設」という。)の運営委員会に關し必要な事項を定めるものとする。

第二条 運営委員会は、次の各号に掲げる委員で組織する。

一 実験施設所屬の教官のうちから施設長の命じた者 若干名

二 前号以外の京都大学の専任の教官のうちから施設長の委嘱した者 若干名

2 前項第二号の委員の任期は、二年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

第三条 施設長は、運営委員会を招集し、議長となる。

2 施設長に事故があるときは、あらかじめ施設長が指名した委員が前項の職務を代行する。

第四条 運営委員会は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。

第五条 運営委員会は、必要があるときは、委員以外の者の出席を求めて意見を聴くことができる。

第六条 運営委員会の事務を処理するため、運営委員会に幹事を置き、事務官を充てる。

第七条 この規程に定めるもののほか、運営委員会の運営に関し必要な事項は、運営委員会が定める。

附 則

この規程は、昭和六十三年四月十九日から施行し、昭和六十三年四月八日から適用する。

一〇 留学生センター

(一) 国際交流センター

一 国際交流センター要項

総長裁定
一九八八(昭和六三年)一月一五日

京都大学国際交流センター要項

第一条 京都大学に国際交流センター(以下「センター」という。)を置く。

第二条 センターは、京都大学における学術国際交流の推進を図るための教育研究その他必要な業務を行う。

第三条 センターにセンター長を置く。

2 センター長は、京都大学の専任の教授をもつて充てる。

3 センター長の任期は、二年とし、再任を妨げない。

4 センター長は、センターの所務を掌理する。

第四条 センターに、必要に応じて教授、助教授、講師、助手その他の職員を置く。

第五条 センターに、その重要事項を審議するため、運営協議会を置く。

2 運営協議会は、次の各号に掲げる委員で組織する。

(1) センター長

(2) センターの教授及び助教授

(3) 学部及び教養部から教授又は助教授 各一名

(4) その他総長が必要と認める教授、助教授又は講師

若干名

(5) 学生部長

(6) 事務局長

3 前項第三号及び第四号の委員は、総長が委嘱する。

4 第二項第三号及び第四号の委員の任期は、二年とし、

再任を妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

5 センター長は、運営協議会を招集し、議長となる。

6 前各項に規定するもののほか、運営協議会の運営に關し必要な事項は、運営協議会が定める。

第六条 この要項に定めるもののほか、センターの組織及び運営に關し必要な事項は、センター長が定める。

附 則

1 この要項は、昭和六十三年十二月一日から実施する。

2 センター長は、当分の間、学生部長をもつて充てる。

3 この要項の実施後、最初に委嘱する運営協議会の委員の任期は、第五条第四項本文の規定にかかわらず、昭和六十五年九月三十日までとする。

4 センターの庶務は、当分の間、学生部学生課において処理する。

〔注〕原文は横書き。

一九九〇・六・八総長裁定で廃止。

(二) 留学生センター

一 国立学校設置法施行規則一部改正〔抄〕〔留学生センター設置〕

文部省令第一五号
一九九〇〔平成二〕年六月八日

国立学校設置法施行規則の一部を改正する省令

国立学校設置法施行規則〔昭和三十九年文部省令第十一号〕の一部を次のように改正する。

〔中略〕

別表第七の二京都大学の項中「遺伝子実験施設」の下に

「生体医療工学研究センター、留学生センター」を加え〔る〕。

〔中略〕

附則

1 この省令は、公布の日から施行する。

〔以下略〕

二 留学生センター規程

〔六〕
達示第一三三号

一九九〇（平成二）年六月二十六日

京都大学留学生センター規程

第一条 この規程は、京都大学留学生センター（以下「センター」という。）の組織等に関し必要な事項を定めるものとする。

第二条 センターは、次の各号に掲げる業務を行う。

一 外国人留学生に対し、日本語及び日本文化・日本事情に関する教育を行うこと。

二 外国人留学生に対し、修学及び生活上の指導助言を行うこと。

三 海外留学を希望する学生に対し、修学及び生活上の指導助言を行うこと。

四 その他留学生交流の推進に関し必要と認めたこと。

第三条 センターに、センター長を置く。

2 センター長は、京都大学の専任の教授をもつて充てる。

3 センター長の任期は、二年とし、再任を妨げない。

4 センター長は、センターの所務を掌理する。

第四条 センターに、その重要事項を審議するため、協議員会を置く。

2 協議員会に関し必要な事項は、別に定める。

第五条 センターに、その運営に関する事項についてセンター長の諮問に応ずるため、運営委員会を置く。

2 運営委員会に関し必要な事項は、別に定める。

第六条 センターの事務組織については、京都大学分課規程（昭和四十八年達示第二十二号）の定めるところによる。

第七条 この規程に定めるもののほか、センターの内部組織については、センター長が定める。

附則

この規程は、平成二年六月二十六日から施行し、平成二年六月八日から適用する。

三 留学生センター協議員会規程

〔六〕

達示第一四号

一九九〇(平成二)年六月二十六日

京都大学留学生センター協議員会規程

第一条 この規程は、京都大学留学生センター規程(平成二年達示第十三号)第四条第二項の規定に基づき、留学生センター(以下「センター」という。)の協議員会に関し必要な事項を定めるものとする。

第二条 協議員会は、次の各号に掲げる協議員で組織する。

一 センター長

二 センター所属の教授

三 国際交流委員会委員長

四 学生部長

五 前各号以外の京都大学の教授のうちから、センター

長の委嘱した者 若干名

2 前項の規定にかかわらず、協議員会に、必要に応じて、協議員会の議を経てセンターの助教授を加えることができる。

3 第一項第五号の協議員の任期は、二年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の協議員の任期は、前任者の残任期間とする。

第三条 センター長は、協議員会を招集し、議長となる。

2 センター長に事故があるときは、あらかじめセンター長が指名した協議員が前項の職務を代行する。

第四条 協議員会は、協議員の過半数が出席しなければ、開くことができない。

2 協議員会の議事は、出席協議員の過半数で決する。

3 前二項の規定にかかわらず、協議員会の指定する重要事項については、協議員の三分の二以上が出席する協議員会において、出席協議員の四分の三以上の多数で決する。

第五条 協議員会の事務を処理するため、協議員会に幹事を置き、事務官を充てる。

第六条 この規程に定めるもののほか、協議員会の運営に関し必要な事項は、協議員会が定める。

附 則

この規程は、平成二年六月二十六日から施行し、平成二年六月八日から適用する。

四 留学生センター運営委員会規程

〔六〕
達示第一五号

一九九〇（平成二）年六月二十六日

京都大学留学生センター運営委員会規程

第一条 この規程は、京都大学留学生センター規程（平成二年達示第十三号）第五条第二項の規定に基づき、留学生センター（以下「センター」という。）の運営委員会に關し必要な事項を定めるものとする。

第二条 運営委員会は、次の各号に掲げる委員で組織する。

一 センター所屬の教官のうちからセンター長の命じた者 若干名

二 前号以外の京都大学の専任の教官のうちからセンター

長の委嘱した者 若干名

2 前項第二号の委員の任期は、二年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

第三条 センター長は、運営委員会を招集し、議長となる。

2 センター長に事故があるときは、あらかじめセンター長が指名した委員が前項の職務を代行する。

第四条 運営委員会は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。

第五条 運営委員会は、必要があるときは、委員以外の者の出席を求めて意見を聴くことができる。

第六条 運営委員会の事務を処理するため、運営委員会に幹事を置き、事務官を充てる。

第七条 この規程に定めるもののほか、運営委員会の運営に關し必要な事項は、運営委員会が定める。

附則

この規程は、平成二年六月二十六日から施行し、平成二年六月八日から適用する。

一一 生態学研究センター

一 国立学校設置法施行規則一部改正（抄）（生態学研究センター設置）

〔二〕

文部省令第一九号
一九九一（平成三）年四月二日

国立学校設置法施行規則の一部を改正する省令

国立学校設置法施行規則（昭和三十九年文部省令第十一号）の一部を次のように改正する。

〔中略〕

別表第七の二の次に次のように加える。

別表第七の三(第二十条の四関係)

〔中略〕

京都大学	
放射線生物研究センター	放射線が生物に及ぼす影響に関する基礎的研究
超高層電波研究センター	超高層及び中層大気に関する電波観測並びにこれに関連する研究
生態学研究センター	生態学に関する研究

〔京大関係のみ〕

〔中略〕

附則

1 この省令は、公布の日から施行する。

〔中略〕

5 新令別表第七の三に規定する〔中略〕京都大学の生態学研究センターは、平成十三年三月三十一日まで存続するものとする。

二 生態学研究センター規程

〔六〕
達示第八号

一九九一(平成三)年四月三〇日

京都市生態学研究センター規程

第一条 この規程は、京都市生態学研究センター(以下「センター」という。)の組織等に関し必要な事項を定めるものとする。

第二条 センターは、生態学に関する研究を行うとともに、全国の大学その他の研究機関の研究者の共同利用に供することを目的とする。

第三条 センターに、センター長を置く。

2 センター長は、京都大学の専任の教授をもつて充てる。

3 センター長の任期は、二年とし、再任を妨げない。

4 センター長は、センターの所務を掌理する。

第四条 センターに、次の研究部門を置く。

- 生態構造研究部門
- 生態進化研究部門
- 水域生態研究部門
- 温帯生態研究部門
- 熱帯生態研究部門

第五条 センターに、その重要事項を審議するため、協議

員会を置く。

2 協議員会に関し必要な事項は、別に定める。

第六条 センターに、その運営に関する重要事項について
センター長の諮問に応ずるため、運営委員会を置く。

2 運営委員会に関し必要な事項は、別に定める。

第七条 センターの事務組織については、京都大学分課規
程（昭和四十八年達示第二十二号）の定めるところによる。

第八条 この規程に定めるもののほか、センターの内部組
織については、センター長が定める。

附 則

この規程は、平成三年四月三十日から施行し、平成三年
四月十二日から適用する。

改正 平五・五・一一達示五六号、平七・五・九達示一七号

三 生態学研究センター協議員会規程

〔六〕
達示第九号

一九九一（平成三）年四月三〇日

京都大学生態学研究センター協議員会規程

第一条 この規程は、京都大学生態学研究センター規程（平

成三年達示第八号）第五条第二項の規定に基づき、生態学
研究センター（以下「センター」という。）の協議員会に関
し必要な事項を定めるものとする。

第二条 協議員会は、次の各号に掲げる協議員で組織する。

一 センター長

二 センター所属の教授

三 前二号以外の京都大学の教授のうちから、協議員会
の議を経てセンター長の委嘱した者 若干名

2 前項第三号の協議員の任期は、別段の事情がある場合
を除くほか、二年とし、再任を妨げない。ただし、補欠
の協議員の任期は、前任者の残任期間とする。

第三条 センター長は、協議員会を招集し、議長となる。

2 センター長に事故があるときは、あらかじめセンター
長が指名した協議員が前項の職務を代行する。

第四条 協議員会は、協議員の過半数が出席しなければ、
開くことができない。

2 協議員会の議事は、出席協議員の過半数で決する。

3 前二項の規定にかかわらず、協議員会の指定する重要
事項については、協議員の三分の二以上が出席する協議
員会において、出席協議員の四分の三以上の多数で決す
る。

第五条 協議員会の事務を処理するため、協議員会に幹事を置き、事務官を充てる。

第六条 この規程に定めるもののほか、協議員会の運営に關し必要な事項は、協議員会が定める。

附 則

この規程は、平成三年四月三十日から施行し、平成三年四月十二日から適用する。

四 生態学研究センター運営委員会規程

(二六)
達示第一〇号

一九九一(平成三年)四月三〇日

京都大学生態学研究センター運営委員会規程

第一条 この規程は、京都大学生態学研究センター規程(平成三年達示第八号)第六条第二項の規定に基づき、生態学研究センター(以下「センター」という。)の運営委員会に關し必要な事項を定めるものとする。

第二条 運営委員会は、次の各号に掲げる委員で組織する。

一 センター所属の教官のうちから総長の命じた者 若干名

二 前号以外の京都大学の専任の教官のうちから総長の

命じた者 若干名

三 学外の学識経験者のうちから総長の委嘱した者 若干名

2 委員の任期は、二年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

第三条 センター長は、運営委員会を招集し、議長となる。

2 センター長に事故があるときは、あらかじめセンター長が指名した委員が前項の職務を代行する。

第四条 運営委員会は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。

第五条 運営委員会に必要に応じて専門委員会を置くことができる。

2 専門委員会委員は、運営委員会の議に基づきセンター長が委嘱する。

第六条 運営委員会は、必要があるときは、委員以外の者の出席を求めて意見を聴くことができる。

第七条 運営委員会の事務を処理するため、運営委員会に幹事を置き、事務官を充てる。

第八条 この規程に定めるもののほか、運営委員会の運営に關し必要な事項は、運営委員会が定める。

附 則

この規程は、平成三年四月三十日から施行し、平成三年四月十二日から適用する。

一二 高等教育教授システム開発セン

ター

一 国立学校設置法施行規則一部改正(抄)〔高等教育教授システム開発センター設置〕

文部省令第二一号
一九九四(平成六)年六月二四日

国立学校設置法施行規則の一部を改正する省令

国立学校設置法施行規則(昭和三十九年文部省令第十一号)の一部を次のように改正する。

〔中略〕

別表第七の二「京都大学の項中「留学生センター」の下に「高等教育教授システム開発センター」を加え〔る〕」。

〔中略〕

附則

1 この省令は、公布の日から施行する。

〔以下略〕

二 高等教育教授システム開発センター規程

〔六〕
達示第一九号
一九九四(平成六)年九月一三日

京都大学高等教育教授システム開発センター規程

第一条 この規程は、京都大学高等教育教授システム開発センター(以下「センター」という。)の組織等に関し必要な事項を定めるものとする。

第二条 センターは、高等教育における教授方法等の研究・開発を行う。

第三条 センターに、センター長を置く。

2 センター長は、京都大学の専任の教授をもって充てる。

3 センター長の任期は、二年とし、再任を妨げない。

4 センター長は、センターの所務を掌理する。

第四条 センターに、その重要事項を審議するため、協議員会を置く。

2 協議員会に関し必要な事項は、別に定める。

第五条 センターに、その運営に関する事項についてセンター長の諮問に応ずるため、運営委員会を置く。

2 運営委員会に関し必要な事項は、別に定める。

第六条 センターの事務組織については、京都大学分課規程(昭和四十八年達示第二十二号)の定めるところによる。

第七条 この規程に定めるもののほか、センターの内部組織については、センター長が定める。

附則

この規程は、平成六年九月十三日から施行し、平成六年六月二十四日から適用する。

三 高等教育教授システム開発センター協議会規程〔六〕

達示第二〇号

一九九四（平成六）年九月一三日

京都大学高等教育教授システム開発センター協議会規程

第一条 この規程は、京都大学高等教育教授システム開発センター規程（平成六年達示第十九号）第四条第二項の規定に基づき、高等教育教授システム開発センター（以下「センター」という。）の協議員会に関し必要な事項を定めるものとする。

第二条 協議員会は、次の各号に掲げる協議員で組織する。

- 一 センター長
- 二 センター所属の教授
- 三 前二号以外の京都大学の教授のうちから、協議員会

の議を経てセンター長の委嘱した者 若干名

2 前項の規定にかかわらず、協議員会に、必要に応じて、協議員会の議を経てセンターの助教授を加えることができる。

3 第一項第三号の協議員の任期は、別段の事情がある場合を除くほか二年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の協議員の任期は、前任者の残任期間とする。

第三条 センター長は、協議員会を招集し、議長となる。

2 センター長に事故があるときは、あらかじめセンター長が指名した協議員が前項の職務を代行する。

第四条 協議員会は、協議員の過半数が出席しなければ、開くことができない。

2 協議員会の議事は、出席協議員の過半数で決する。

3 前二項の規定にかかわらず、協議員会の指定する重要事項については、協議員の三分の二以上が出席する協議員会において、出席協議員の四分の三以上の多数で決する。

第五条 協議員会の事務を処理するため、協議員会に幹事を置き、事務官を充てる。

第六条 この規程に定めるもののほか、協議員会の運営に関し必要な事項は、協議員会が定める。

附 則

この規程は、平成六年九月十三日から施行し、平成六年六月二十四日から適用する。

四 高等教育教授システム開発センター運営委員会規程

(一六)

達示第二二号

一九九四(平成六)年九月一三日

京都大学高等教育教授システム開発センター運営委員会規程

第一条 この規程は、京都大学高等教育教授システム開発センター規程(平成六年達示第十九号)第五条第二項の規定に基づき、高等教育教授システム開発センター(以下「センター」という。)の運営委員会に関し必要な事項を定めるものとする。

第二条 運営委員会は、次の各号に掲げる委員で組織する。

一 センター所属の教官のうちからセンター長の命じた者 若干名

二 前号以外の京都大学の専任の教官のうちからセンター長の委嘱した者 若干名

2 前項第二号の委員の任期は、二年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

第三条 センター長は、運営委員会を招集し、議長となる。

2 センター長に事故があるときは、あらかじめセンター長が指名した委員が前項の職務を代行する。

第四条 運営委員会は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。

第五条 運営委員会は、必要があるときは、委員以外の者の出席を求めて意見を聴くことができる。

第六条 運営委員会の事務を処理するため、運営委員会に幹事を置き、事務官を充てる。

第七条 この規程に定めるもののほか、運営委員会の運営に関し必要な事項は、運営委員会が定める。

附 則

この規程は、平成六年九月十三日から施行し、平成六年六月二十四日から適用する。

一三 総合博物館

二 総合博物館規程

〔六〕
達示第一六号
一九九七(平成九)年四月一日

京都大学総合博物館規程

一 国立学校設置法施行規則一部改正(抄)〔総合博物館設置〕

文部省令第一二三号
一九九七(平成九)年三月三十一日

国立学校設置法施行規則の一部を改正する省令

国立学校設置法施行規則(昭和三十九年文部省令第十一号)の一部を次のように改正する。

〔中略〕

別表第七の二〔中略〕京都大学の項中〔中略〕「高等教育教授システム開発センター」の下に「総合博物館、総合情報メディアセンター」を加える。

〔中略〕

附則

1 この省令は、平成九年四月一日から施行する。
〔以下略〕

第一条 この規程は、京都大学総合博物館(以下「博物館」という。)の組織等に関し必要な事項を定めるものとする。

第二条 博物館は、学内共同教育研究施設として、学術標本資料に関する収蔵、展示、公開及び教育研究の支援を行うとともに、これに関連する次の各号に掲げる研究を行う。

一 学術標本資料の収集及びその利用に関すること。

二 学術標本資料の解析及び学術的評価に関すること。

三 学術標本資料の情報化に関すること。

第三条 博物館に、館長を置く。

2 館長は、京都大学の専任の教授をもって充てる。

3 館長の任期は、二年とし、再任を妨げない。

4 館長は、博物館の所務を掌理する。

第四条 博物館に、その重要事項を審議するため、協議員会を置く。

2 協議員会に関し必要な事項は、別に定める。

第五条 博物館に、その運営に関する事項について館長の

諮問に応ずるため、運営委員会を置く。

2 運営委員会に関し必要な事項は、別に定める。

第六条 博物館の事務組織については、京都大学分課規程（昭和四十八年達示第二十二号）の定めるところによる。

第七条 この規程に定めるもののほか、博物館の内部組織については、館長が定める。

附則

この規程は、平成九年四月一日から施行する。

三 総合博物館協議員会規程

〔一六〕
達示第一七号

一九九七（平成九）年四月一日

京都大学総合博物館協議員会規程

第一条 この規程は、京都大学総合博物館規程（平成九年達示第十六号）第四条第二項の規定に基づき、総合博物館（以下「博物館」という。）の協議員会に関し必要な事項を定めるものとする。

第二条 協議員会は、次の各号に掲げる協議員で組織する。

一 館長

二 博物館所屬の教授

三 前二号以外の京都大学の教授のうちから、協議員会の議を経て館長の委嘱した者 若干名

2 前項の規定にかかわらず、協議員会に、必要に応じて、協議員会の議を経て博物館の助教授を加えることができる。

3 第一項第三号の協議員の任期は、別段の事情がある場合を除くほか二年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の協議員の任期は、前任者の残任期間とする。

第三条 館長は、協議員会を招集し、議長となる。

2 館長に事故があるときは、あらかじめ館長が指名した協議員が前項の職務を代行する。

第四条 協議員会は、協議員の過半数が出席しなければ、開くことができない。

2 協議員会の議事は、出席協議員の過半数で決する。

3 前二項の規定にかかわらず、協議員会の指定する重要事項については、協議員の三分の二以上が出席する協議員会において、出席協議員の四分の三以上の多数で決する。

第五条 協議員会の事務を処理するため、協議員会に幹事を置き、事務官を充てる。

第六条 この規程に定めるもののほか、協議員会の運営に

関し必要な事項は、協議委員会が定める。

附 則

この規程は、平成九年四月一日から施行する。

四 総合博物館運営委員会規程

〔六〕
達示第一八号

一九九七(平成九)年四月一日

京都大学総合博物館運営委員会規程

第一条 この規程は、京都大学総合博物館規程(平成九年達示第十六号)第五条第二項の規定に基づき、総合博物館以下「博物館」という。)の運営委員会に関し必要な事項を定めるものとする。

第二条 運営委員会は、次の各号に掲げる委員で組織する。

一 博物館所屬の教官のうちから館長の命じた者 若干名

二 前号以外の京都大学の専任の教官のうちから館長の委嘱した者 若干名

2 前項第二号の委員の任期は、二年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

第三条 館長は、運営委員会を招集し、議長となる。

2 館長に事故があるときは、あらかじめ館長が指名した委員が前項の職務を代行する。

第四条 運営委員会は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。

第五条 運営委員会は、必要があるときは、委員以外の者の出席を求めて意見を聴くことができる。

第六条 運営委員会の事務を処理するため、運営委員会に幹事を置き、事務官を充てる。

第七条 この規程に定めるもののほか、運営委員会の運営に関し必要な事項は、運営委員会が定める。

附 則

この規程は、平成九年四月一日から施行する。

一四 総合情報メディアセンター

(一) 情報処理教育センター

一 国立学校設置法施行規則一部改正(抄)〔情報処理教育センター設置〕

文部省令第一〇号

一九七八(昭和五三)年四月一日

国立学校設置法施行規則等の一部を改正する省令

(国立学校設置法施行規則の一部改正)

第一条 国立学校設置法施行規則(昭和三十九年文部省令第十一号)の一部を次のように改正する。

〔中略〕

別表第七の二京都大学の項中「環境保全センター」の下に「情報処理教育センター」を加える。

〔中略〕

附則

1 この省令は、公布の日から施行する。

〔以下略〕

二 情報処理教育センター規程

〔二〕
達示第一七号

一九七八(昭和五三)年四月一八日

京都大学情報処理教育センター規程

第一条 この規程は、京都大学情報処理教育センター(以下「センター」という。)の組織等に関し必要な事項を定めるものとする。

第二条 センターは、情報処理教育に関する次の業務を行う。

一 教育用計算機システムを管理運営し、教育のための学内の共同利用に供すること。

二 情報処理教育に関する研究開発を推進すること。

三 情報処理に関する共通的基础教育を行うこと。

四 学部・研究科における専門教育に係る情報処理教育に協力すること。

五 その他情報処理教育に関し必要と認めたこと。

第三条 センターに、センター長を置く。

2 センター長は、京都大学の専任の教授をもつて充てる。

3 センター長の任期は、二年とし、再任を妨げない。

4 センター長は、センターの所務を掌理する。

第四条 センターに、その重要事項を審議するため、協議員会を置く。

2 協議員会に関し必要な事項は、別に定める。

第五条 センターに、その運営に関する事項についてセンター長の諮問に応ずるため、運営委員会を置く。

2 運営委員会に関し必要な事項は、別に定める。

第六条 センターの事務組織については、京都大学分課規程(昭和四十八年達示第二十二号)の定めるところによる。

第七条 この規程に定めるもののほか、センターの内部組織については、センター長が定める。

附則

この規程は、昭和五十三年四月十八日から施行し、昭和五十三年四月一日から適用する。

(注) 一九九七・四・一達示第二四号で廃止。

三 情報処理教育センター協議員会規程

〔二〕
達示第一八号

一九七八(昭和五三)年四月一八日

京都大学情報処理教育センター協議員会規程

第一条 この規程は、京都大学情報処理教育センター規程(昭和五十二年達示第十七号)第四条第二項の規定に基づき、京都大学情報処理教育センター(以下「センター」という。)の協議員会に関し必要な事項を定めるものとする。

第二条 協議員会は、次の各号に掲げる協議員で組織する。

一 センター長

二 前号以外の京都大学教授のうちから、協議員会の議を経てセンター長の委嘱した者 若干名

2 前項の規定にかかわらず、協議員会に、必要に応じて、協議員会の議を経てセンターの助教授を加えることができる。

3 第一項第二号の協議員の任期は、別段の事情がある場合を除くほか、二年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の協議員の任期は、前任者の残任期間とする。

第三条 センター長は、協議員会を招集し、議長となる。

2 センター長に事故があるときは、あらかじめセンター長が指名した協議員が前項の職務を代行する。

第四条 協議員会は、協議員の過半数が出席しなければ、開くことができない。

2 協議員会の議事は、出席協議員の過半数で決する。

3 前二項の規定にかかわらず、協議員会の指定する重要事項については、協議員の三分の二以上が出席する協議員会において、出席協議員の四分の三以上の多数で決する。

第五条 協議員会に関する事務は、センターの事務室において処理する。

第六条 この規程に定めるもののほか、協議員会の運営に關し必要な事項は、協議員会が定める。

附 則

この規程は、昭和五十三年四月十八日から施行し、昭和五十三年四月一日から適用する。

(注) 一九九七・四・一達示第二四号で廃止。

四 情報処理教育センター運営委員会規程

〔二〕
達示第一九号
一九七八(昭和五二年)四月一八日

京都大学情報処理教育センター運営委員会規程

第一条 この規程は、京都大学情報処理教育センター規程(昭和五十三年達示第十七号)第五条第二項の規定に基づき、京都大学情報処理教育センター(以下「センター」という。)の運営委員会に關し必要な事項を定めるものとする。

第二条 運営委員会は、次の各号に掲げる委員で組織する。

一 センター所屬の教官のうちからセンター長の命じた者 若干名

二 利用部局の教官のうちからセンター長の委嘱した者 若干名

2 前項第二号の委員の任期は、二年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

第三条 センター長は、運営委員会を招集し、議長となる。

2 センター長に事故があるときは、あらかじめセンター長が指名した委員が、前項の職務を代行する。

第四条 運営委員会は、委員の過半数が出席しなければ、

開くことができない。

第五条 運営委員会に必要に応じて専門委員会を置くことができる。

2 専門委員会委員は、運営委員会の議に基づきセンター長が委嘱する。

第六条 運営委員会は、必要があるときは、委員以外の者の出席を求めて意見をきくことができる。

第七条 運営委員会に関する事務は、センターの事務室において処理する。

第八条 この規程に定めるもののほか、運営委員会の運営に関し必要な事項は、運営委員会が定める。

附 則

この規程は、昭和五十三年四月十八日から施行し、昭和五十三年四月一日から適用する。

〔注〕一九九七・四・一 達示第二四号で廃止。

五 情報処理教育センター利用規程

達示第二〇号

一九七九(昭和五四)年九月二五日

京都大学情報処理教育センター利用規程

第一条 京都大学情報処理教育センター(以下「センター」という。)の利用については、この規程の定めるところによる。

第二条 センターを利用することのできる場合は、次のとおりとする。

- 一 学部・研究科の授業科目の授業に利用する場合
- 二 学部・研究科の学生等を対象とする情報処理に関する講習会に利用する場合
- 三 研究科の学生が学位論文の作成に利用する場合
- 四 前三号の利用に支障のない範囲において、教官その他センター長の認めた者が学術研究に利用する場合
- 五 その他センター長が必要と認めたものに利用する場合

合

第三条 センターを利用しようとする場合には、前条第一号及び第二号の利用の場合にあつては授業科目の担当教官又は講習会の開催責任者が利用しようとする者を代表して、前条第一号及び第二号以外の利用の場合にあつて

は利用しようとする者が、それぞれ所定の利用承認申請書を所属部局を経てセンター長に提出し、その承認を受けなければならない。

第四条 センター長は、前条の申請に係るセンターの利用を承認したときは、当該利用に係る利用番号を明示し、所属部局を経て申請者に通知するものとする。

2 センターの利用の承認の期限は、当該会計年度を超えることができない。

第五条 センターの利用の承認を受けた者(以下「利用者」という。)は、承認を受けた目的以外にセンターを利用し、又は自己の利用番号を他人に使用させてはならない。

第六条 利用者は、センターの利用に際しては、センター長が定める方法に従わなければならない。

第七条 利用者(第一条第一号及び第二号の利用の場合にあつては、授業科目の担当教官又は講習会の開催責任者)は、申請書に記載した事項について変更しようとするとき又は変更を生じたときは、センター長が別に定めるところにより、速やかに、センター長に届け出、又は再申請しなければならない。

第八条 センター長は、利用者に対して使用できる計算機システムの使用量の上限を定めることができる。

第九条 センター長は、必要に応じて、利用者に対して利用の状況及び結果についての報告を求めることができる。

第十条 センター外端局(以下「端局」という。)を設置しようとする者は、所定の端局設置承認申請書を所属部局を経てセンター長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 前項に規定するもののほか、端局の設置等に関し必要な事項は、センター長が別に定める。

3 端局の管理は、当該設置者が行うものとする。

第十一条 利用者の所属部局は、その利用に係る経費の一部を利用負担金として負担しなければならない。

2 利用負担金の額及びその負担方法は、別に定める。

3 第一項の規定にかかわらず、センター長が特に承認した場合においては、利用負担金の負担を要しない。

第十二条 利用者がこの規程又はこの規程に基づく定めに違反したとき、その他センターの運営に重大な支障を生ぜしめたときは、センター長は、その者に係るセンターの利用の承認を取り消し、又はセンターの利用を一定期間停止することができる。

第十三条 この規程に定めるもののほか、センターの利用に関し必要な事項は、センター長が定める。

附則

- 1 この規程は、昭和五十四年十月一日から施行する。
- 2 この規程施行の際現にセンターの利用の承認を受けている者は、この規程第三条の規定によるセンターの利用の承認を受けたものとみなす。

〔注〕一九九七・四・八達示第三六号で廃止。

六 国立学校設置法施行規則一部改正〔抄〕〔情報処理教育

センター廃止〕

文部省令第一三三号
一九九七（平成九）年三月三十一日

国立学校設置法施行規則の一部を改正する省令

国立学校設置法施行規則（昭和三十九年文部省令第十一号）の一部を次のように改正する。

〔中略〕

別表第七の二〔中略〕京都大学の項中「情報処理教育センター」を削〔る〕。

〔中略〕

附則

- 1 この省令は、平成九年四月一日から施行する。

〔以下略〕

（二）総合情報メディアセンター

一 国立学校設置法施行規則一部改正〔抄〕〔総合情報メディアセンター設置〕

文部省令第一三三号
一九九七（平成九）年三月三十一日

国立学校設置法施行規則の一部を改正する省令

国立学校設置法施行規則（昭和三十九年文部省令第十一号）の一部を次のように改正する。

〔中略〕

別表第七の二〔中略〕京都大学の項中〔中略〕「高等教育教授システム開発センター」の下に「総合博物館、総合情報メディアセンター」を加え〔る〕。

〔中略〕

附則

- 1 この省令は、平成九年四月一日から施行する。

〔以下略〕

二 総合情報メディアセンター規程

〔六〕
達示第二〇号
一九九七(平成九)年四月一日

京都大学総合情報メディアセンター規程

第一条 この規程は、京都大学総合情報メディアセンター(以下「センター」という。)の組織等に関し必要な事項を定めるものとする。

第二条 センターは、情報メディアを利用する教育環境と学習環境を提供するとともに、これに必要な最先端の情報メディア技術の研究開発を行う。

第三条 センターに教育支援部門及び開発支援部門を置く。

第四条 センターに、センター長を置く。

2 センター長は、京都大学の専任の教授をもつて充てる。

3 センター長の任期は、二年とし、再任を妨げない。

4 センター長は、センターの所務を掌理する。

第五条 センターに、その重要事項を審議するため、協議員会を置く。

2 協議員会に関し必要な事項は、別に定める。

第六条 センターに、その運営に関する事項についてセンター長の諮問に応ずるため、運営委員会を置く。

2 運営委員会に関し必要な事項は、別に定める。

第七条 センターの事務組織については、京都大学分課規程(昭和四十八年達示第二十二号)の定めるところによる。

第八条 この規程に定めるもののほか、センターの内部組織については、センター長が定める。

附 則

この規程は、平成九年四月一日から施行する。

三 総合情報メディアセンター協議員会規程

〔六〕
達示第二一号
一九九七(平成九)年四月一日

京都大学総合情報メディアセンター協議員会規程

第一条 この規程は、京都大学総合情報メディアセンター規程(平成九年達示第二十号)第五条第二項の規定に基づき、総合情報メディアセンター(以下「センター」という。)の協議員会に関し必要な事項を定めるものとする。

第二条 協議員会は、次の各号に掲げる協議員で組織する。

一 センター長

二 センター所属の教授

三 前二号以外の京都大学の教授のうちから、協議員会の議を経てセンター長の委嘱した者 若干名

2 前項の規定にかかわらず、協議員会に、必要に応じて、協議員会の議を経てセンターの助教授を加えることができる。

3 第一項第三号の協議員の任期は、別段の事情がある場合を除くほか二年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の協議員の任期は、前任者の残任期間とする。

第三条 センター長は、協議員会を招集し、議長となる。

2 センター長に事故があるときは、あらかじめセンター長が指名した協議員が前項の職務を代行する。

第四条 協議員会は、協議員（海外渡航中の者を除く。）の過半数が出席しなければ、開くことができない。

2 協議員会の議事は、出席協議員の過半数で決する。

3 前二項の規定にかかわらず、協議員会の指定する重要事項については、協議員（海外渡航中の者を除く。）の三分の二以上が出席する協議員会において、出席協議員の四分の三以上の多数で決する。

第五条 協議員会の事務を処理するため、協議員会に幹事を置き、事務官を充てる。

第六条 この規程に定めるもののほか、協議員会の運営に關し必要な事項は、協議員会が定める。

附 則

この規程は、平成九年四月一日から施行する。

四 総合情報メディアセンター運営委員会規程

〔六〕 達示第二二号

一九九七（平成九）年四月一日

第一条 京都大学総合情報メディアセンター運営委員会規程

第一条 この規程は、京都大学総合情報メディアセンター規程（平成九年達示第二十号）第六条第二項の規定に基づき、総合情報メディアセンター（以下「センター」という。）の運営委員会に關し必要な事項を定めるものとする。

第二条 運営委員会は、次の各号に掲げる委員で組織する。

一 センター所屬の教官のうちからセンター長の命じた者 若干名

二 前号以外の京都大学の専任の教官のうちからセンター長の委嘱した者 若干名

2 前項第二号の委員の任期は、二年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

第三条 センター長は、運営委員会を招集し、議長となる。

2 センター長に事故があるときは、あらかじめセンター

長が指名した委員が前項の職務を代行する。

第四条 運営委員会は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。

第五条 運営委員会に必要なに応じて専門委員会を置くことができる。

2 専門委員会の委員は、運営委員会の議に基づきセンター長が委嘱する。

第六条 運営委員会は、必要があるときは、委員以外の者の出席を求めて意見を聴くことができる。

第七条 運営委員会の事務を処理するため、運営委員会に幹事を置き、事務官を充てる。

第八条 この規程に定めるもののほか、運営委員会の運営に関し必要な事項は、運営委員会が定める。

附 則

この規程は、平成九年四月一日から施行する。

五 総合情報メディアセンター利用規程

〔一六〕
達示第二号

一九九八(平成一〇)年二月二四日

京都大学総合情報メディアセンター利用規程

第一条 京都大学総合情報メディアセンター(以下「センター」という。)の利用については、この規程の定めるところによる。

第二条 センターは、次の各号に掲げる日を除き、毎日午前八時四十五分から午後六時まで開館するものとする。

一 日曜日及び土曜日

二 国民の祝日に関する法律(昭和二十三年法律第七十八号)に規定する休日

三 本学創立記念日(六月十八日)

四 十二月二十八日から翌年一月四日まで

五 その他センター長が指定する日

2 前項の規定にかかわらず、センター長が特に必要と認めたときは、臨時に休館若しくは開館し、又は開館時間を変更することがある。

第三条 講義又は演習のため、センターの講義室及び演習室について、センター長が指定した者以外の者の利用を制限することがある。

2 前項の利用の制限に関し必要な事項は、センター長が定める。

第四条 センターを利用することのできる者は、次の各号に掲げる者とする。

一 本学の学生

二 本学の教職員

三 その他センター長が必要と認めた者

第五条 センターを利用しようとする者は、所定の申請書をセンター長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 センター長は、利用承認をした者(以下「利用者」という。)に対して利用コードを交付する。

3 センター長は、センターの運用上必要があるときは、その利用について、利用者に条件を付けることができる。

第六条 利用者は、センターの関係諸規程を遵守しなければならない。

第七条 利用者は、第五条第一項の承認を受ける際に申請書に記載した事項に変更が生じたときは、速やかにセンター長に届け出なければならない。

第八条 センターのサテライト(センターが、計算機システム又は遠隔講義システム等の機器をセンター以外の部局に設置する施設をいう。以下同じ。)の設置を希望する部局の長は、あらかじめセンター長にその設置を申請するものとする。

2 サテライトの設置及び改廃に関し必要な事項は、セン

ター長が定める。

3 サテライトの管理及び運用は、当該部局の長が行うものとする。

4 サテライトの使用に関し必要な事項は、当該部局の長と協議のうえセンター長が定める。

第九条 センター長は、利用者が所属する部局に対して、その利用に係る経費の一部を利用負担金として負担することを求めることができる。

2 利用負担金の額及びその負担の方法は、別に総長が定める。

第十条 センター長は、利用者に対して利用の状況について、報告を求めることができる。

第十一条 利用者は、センターの機器その他の設備をき損し、又は図書を紛失、汚損したときは、速やかにセンター長に届け出なければならない。

2 センター長は、き損、紛失又は汚損した者には、弁償を求めることができる。

第十二条 利用者が、この規程又はこの規程に基づく定め違反したとき、その他センターの運営に重大な支障を生じさせたときは、センター長は、その利用登録を取り消し、又はセンターの利用を一定期間停止することができる。

る。

第十三条 この規程に定めるもののほか、センターの利用に
関し必要な事項は、センター長が定める。

附 則

この規程は、平成十年二月二十四日から施行する。

一五 計算センター

一 計算センター規程

〔六〕

達示第二号

一九六六(昭和四一)年三月八日

京都大学計算センター規程

第一条 京都大学に計算センターを置く。

第二条 計算センターは、学内の研究者の依頼に応じて電
子計算機による計算サービスを行なう。

第三条 計算センターに所長その他の職員若干名を置く。

2 所長は、関係部局の教授のうちから総長が委嘱する。

3 所長以外の職員は、工学部に所属する職員のうちから
総長が委嘱する。

4 所長の任期は、二年とする。ただし、再任をさまたげ

ない。

5 所長は、計算センターの業務を掌理する。

第四条 この規程に定めるもののほか、計算センターの業
務の実施に関し必要な事項は、所長が定める。

附 則

この規程は、昭和四十一年四月一日から施行する。

〔注〕一九七八・四・一八達示第二〇号で廃止。

二 計算センター管理委員会規程

〔六〕

達示第三号

一九六六(昭和四一)年三月八日

京都大学計算センター管理委員会規程

第一条 京都大学に計算センター管理委員会(以下「管理委
員会」という。)を置く。

第二条 管理委員会は、計算センターに関する次の各号に
掲げる事項を審議する。

一 所長の選考に関すること。

二 規程、内規等の制定および改廃に関すること。

三 予算概算の方針に関すること。

四 その他管理運営に関すること。

2 管理委員会は、計算センターの所長から、毎年度の業務成績の報告を求めるものとする。

第三条 管理委員会は、次の各号に掲げる委員で組織する。

一 関係部局の長またはこれに代わる教授

二 計算センターの所長

三 事務局長

2 前項第一号の委員は、総長が委嘱する。

3 第一項第一号の委員のうち部局の長以外の者の任期は、二年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

第四条 管理委員会に委員長および副委員長を置く。

2 委員長および副委員長は、委員の互選によつて定める。

3 委員長は、委員会を招集し、議長となる。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代行する。

第五条 管理委員会は、委員の半数以上が出席しなければ開会することができない。

2 管理委員会の議事は、出席者の過半数で決する。

第六条 管理委員会は、必要と認めたときには、委員以外の者を出席させて意見をきくことができる。

第七条 管理委員会に、計算センターの業務の運営に関する事項を審議させるため、運営委員会を置く。

第八条 運営委員会は、計算センターの所長のほか、関係部局の教授または助教授のうちから総長の委嘱する運営委員で組織する。

2 計算センターの所長以外の運営委員の任期は、二年とする。ただし、補欠の運営委員の任期は、前任者の残任期間とする。

第九条 運営委員会は、計算センターの所長が招集し、議長となる。

第十条 管理委員会に関する事務は、庶務部において処理する。

第十一条 この規程に定めるもののほか、管理委員会の議事の運営その他必要な事項は、管理委員会が定める。

附 則

この規程は、昭和四十一年四月一日から施行する。

〔注〕一九七〇・五・二六達示第二〇号で廃止。

三 計算センター運営協議会規程

〔六〕
達示第二〇号

一九七〇(昭和四五)年五月二十六日

京都大学計算センター運営協議会規程

第一条 京都大学に計算センター運営協議会(以下「運営協議会」という。)を置く。

第二条 運営協議会は、計算センターに関する次の各号に掲げる事項を審議する。

一 所長の選考に関すること。

二 規程、内規等の制定および改廃に関すること。

三 予算概算の方針に関すること。

四 その他管理運営に関する重要事項

第三条 運営協議会は、次の各号に掲げる委員で組織する。

一 計算センターの所長(以下「所長」という。)

二 関係部局の教授または助教授のうちから総長の委嘱した者若干名

三 事務局長

2 前項第二号の委員の任期は、二年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

第四条 運営協議会に委員長を置き、所長をもつてあて

2 委員長は、運営協議会を招集し、その議長となる。

3 委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長が指名した委員が前項の職務を代行する。

第五条 運営協議会は、委員の過半数が出席しなければ開会することができない。ただし、第二条第一号に掲げる事項について議事を開き、議決するには、委員の三分の二以上の出席がなければならない。

2 運営協議会の議事は、出席委員の過半数で決する。

第六条 運営協議会は、必要と認めたときは、委員以外の者を出席させて意見をきくことができる。

第七条 運営協議会の事務を処理するため、運営協議会に幹事を置き、庶務課長および工学部事務長をもつてあて

第八条 この規程に定めるもののほか、運営協議会の議事の運営その他必要な事項は、運営協議会が定める。

附 則

1 この規程は、昭和四十五年六月一日から施行する。

2 京都大学計算センター管理委員会規程(昭和四十一年達示第三号)は、廃止する。

改正 昭五〇・九・三〇達示三三号

〔注〕一九七八・四・一八達示第二〇号で廃止。

一六 埋蔵文化財研究センター

一 埋蔵文化財研究センター要項

(二四)
総長裁定

一九七七(昭和五十二年)七月五日

京都大学埋蔵文化財研究センター要項

第一条 京都大学に埋蔵文化財研究センター(以下「センター」という。)を置く。

第二条 センターは、京都大学敷地内の埋蔵文化財についての調査研究及びその保存のため必要な業務を行う。

第三条 センターにセンター長を置く。

2 センター長は、京都大学の専任の教授をもつて充てる。

3 センター長の任期は、二年とし、再任を妨げない。

4 センター長は、センターの所務を掌理する。

第四条 センターに、必要に応じて、助教授、助手その他の職員を置く。

第五条 センターに、調査研究及び保存に関する業務を処理するため、研究部を置く。

2 研究部に主任を置き、前条の教官をもつて充てる。

3 主任は、研究部の業務をつかさどる。

第六条 センターに、センターの事業に関する基本的計画、人事その他管理運営に関する重要事項を審議するため、運営協議会を置く。

2 運営協議会は、次の各号に掲げる委員で組織する。

一 センター長

二 センターの研究部の主任

三 前二号以外の学内の学識経験者のうちから総長の委嘱した者 若干名

四 事務局長及び施設部長

3 センター長は、運営協議会を招集し、議長となる。

4 前各項に規定するもののほか、運営協議会の運営に關し必要な事項は、運営協議会が定める。

第七条 この要項に定めるもののほか、センターの組織及び運営に關し必要な事項は、センター長が定める。

附 則

この要項は、昭和五十二年七月五日から実施する。

一七 学生懇話室

一 学生懇話室要項

〔一四〕
総長裁定
一九九六(平成八)年一月二五日

京都大学学生懇話室要項

第一 京都大学に、学生相談に應じるため、学生懇話室(以下「懇話室」という。)を置く。

第二 懇話室は、学生の修学上及び適応上の助言及び指導に関する次の各号に掲げる専門的業務を行う。

一 個人相談、心理検査等

二 グループ・カウンセリングその他の集团的技法による指導

三 修学、進路等に関する情報の提供及びオリエンテーション

四 発達上、心理上又は修学上困難な状況にある者及び危機的状況が予想される者の早期発見と予防

五 学生相談に関する理論と実践についての調査研究
第三 懇話室に室長を置く。

2 室長は、第五第二項第三号の委員のうちから総長が指名する教授をもって充てる。

3 室長の任期は、二年とし、再任を妨げない。

4 室長は、懇話室の室務を総括する。

第四 懇話室に、必要に應じて、室員を置き、助教授、講師、助手及びその他の職員をもって充てる。

第五 懇話室に、懇話室の管理運営に関する重要事項を審議するため、学生懇話委員会(以下「委員会」という。)を置く。

2 委員会は、次の各号に掲げる委員で組織する。

一 学部の教授又は助教授 各一名

二 大学院人間・環境学研究科及び大学院エネルギー科学研究科の教授又は助教授 各一名

三 心理学又は精神医学の分野を担当する教授又は助教授 若干名

四 教官の室員

五 保健管理センターの所長及び保健診療所長

六 学生部長

七 学生部次長、学生課長及び厚生課長

八 その他総長が必要と認める者 若干名

3 前項第一号から第三号まで及び第八号の委員は、総長

が委嘱する。

4 第二項第一号、第二号及び第八号の委員の任期は、一年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

第六 委員会に委員長を置き、室長をもつて充てる。

2 委員長は、委員会を招集し、議長となる。

3 委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長の指名する委員が、その職務を代行する。

第七 委員は、必要に応じて懇話室の業務に協力するものとする。

第八 第五から第七までに定めるもののほか、委員会の運営に必要事項は、委員会が定める。

第九 懇話室の事務は、学生部学生課において処理する。

第十 この要項に定めるもののほか、懇話室の組織及び運営に必要事項は、室長が定める。

附則

この要項は、平成八年四月一日から実施する。

一八 アフリカ地域研究資料センター

(一) アフリカ地域研究センター

一 国立学校設置法施行規則一部改正〔抄〕〔アフリカ地域研究センター設置〕

文部省令第二二一号

一九八六(昭和六二)年四月五日

国立学校設置法施行規則の一部を改正する省令

国立学校設置法施行規則(昭和三十九年文部省令第十一号)の一部を次のように改正する。

〔中略〕

別表第七の二〔中略〕京都大学の項中「医用高分子研究センター」の下に「アフリカ地域研究センター」を加える。〕

〔中略〕

附則

1 この省令は、公布の日から施行する。

〔中略〕

4 新令別表第七の二に規定する〔中略〕京都大学のアフリカ地域研究センター〔中略〕は、昭和七十一年三月三十一日まで存続するものとする。

二 アフリカ地域研究センター規程

〔六〕
達示第三号

一九八六(昭和六一)年四月一五日

京都大学アフリカ地域研究センター規程

第一条 この規程は、京都大学アフリカ地域研究センター(以下「センター」という。)の組織等に関し必要な事項を定めるものとする。

第二条 センターは、アフリカ地域に関する総合研究を行う。

第三条 センターに、センター長を置く。

2 センター長は、京都大学の専任の教授をもつて充てる。

3 センター長の任期は、二年とし、再任を妨げない。

4 センター長は、センターの所務を掌理する。

第四条 センターに、次の研究部門及び情報資料室を置く。

乾燥帯生態系研究部門

湿润帯生態系研究部門

歴史・先史客員研究部門

第五条 センターに、その重要事項を審議するため、協議員会を置く。

2 協議員会に関し必要な事項は、別に定める。

第六条 センターに、その運営に関する重要事項についてセンター長の諮問に応ずるため、運営委員会を置く。

2 運営委員会に関し必要な事項は、別に定める。

第七条 センターの事務組織については、京都大学分課規程(昭和四十八年達示第二十二号)の定めるところによる。

第八条 この規程に定めるもののほか、センターの内部組織については、センター長が定める。

附則

この規程は、昭和六十一年四月十五日から施行し、昭和六十一年四月五日から適用する。

改正 昭六三・四・一九達示一六号、平四・五・一二達示一四号

〔注〕一九九六・四・一六達示第一九号で廃止。

三 アフリカ地域研究センター協議員会規程 〔二〕達示第四号
一九八六(昭和六〇)年四月一五日

京都大学アフリカ地域研究センター協議員会規程

第一条 この規程は、京都大学アフリカ地域研究センター規程(昭和六十一年達示第三号)第五条第二項の規定に基づき、アフリカ地域研究センター(以下「センター」という。)の協議員会に関し必要な事項を定めるものとする。

第二条 協議員会は、次の各号に掲げる協議員で組織する。

一 センター長

二 センター所属の教授及び助教授

三 前二号以外の京都大学の教授又は助教授のうちから、

センター長の委嘱した者 若干名

2 前項第三号の協議員の任期は、二年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の協議員の任期は、前任者の残任期間とする。

第三条 センター長は、協議員会を招集し、議長となる。

2 センター長に事故があるときは、あらかじめセンター長が指名した協議員が前項の職務を代行する。

第四条 協議員会は、協議員の過半数が出席しなければ、

開くことができない。

2 協議員会の議事は、出席協議員の過半数で決する。

3 前二項の規定にかかわらず、協議員会の指定する重要事項については、協議員の三分の二以上が出席する協議員会において、出席協議員の四分の三以上の多数で決する。

第五条 協議員会の事務処理するため、協議員会に幹事を置き、事務官を充てる。

第六条 この規程に定めるもののほか、協議員会の運営に関し必要な事項は、協議員会が定める。

附 則

この規程は、昭和六十一年四月十五日から施行し、昭和六十一年四月五日から適用する。

〔注〕一九九六・四・一六達示第一九号で廃止。

四 アフリカ地域研究センター運営委員会規程 〔三〕

達示第五号

一九八六(昭和六〇)年四月一五日

京都大学アフリカ地域研究センター運営委員会規程

第一条 この規程は、京都大学アフリカ地域研究センター

規程(昭和六十一年達示第三号)第六条第二項の規定に基づき、アフリカ地域研究センター(以下「センター」という。)の運営委員会に関し必要な事項を定めるものとする。

第二条 運営委員会は、次の各号に掲げる委員で組織する。

一 センター所属の教官のうちからセンター長の命じた者 若干名

二 前号以外の京都大学の専任の教官のうちからセンター長の委嘱した者 若干名

三 学外の学識経験者のうちから総長の委嘱した者 若干名

2 前項第二号及び第三号の委員の任期は、二年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

第三条 センター長は、運営委員会を招集し、議長となる。

2 センター長に事故があるときは、あらかじめセンター長が指名した委員が前項の職務を代行する。

第四条 運営委員会は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。

第五条 運営委員会は、必要があるときは、委員以外の者の出席を求めて意見を聴くことができる。

第六条 運営委員会の事務を処理するため、運営委員会に

幹事を置き、事務官を充てる。

第七条 この規程に定めるもののほか、運営委員会の運営に関し必要な事項は、運営委員会が定める。

附 則

この規程は、昭和六十一年四月十五日から施行し、昭和六十一年四月五日から適用する。

(注) 一九九六・四・一六達示第一九号で廃止。

五 国立学校設置法施行規則一部改正〔抄〕(アフリカ地域

研究センター廃止)

(二)

文部省令第八号
一九九六(平成八)年三月三十一日

国立学校設置法施行規則の一部を改正する省令

国立学校設置法施行規則(昭和三十九年文部省令第十一号)の一部を次のように改正する。

(中略)

別表第七の二〔中略〕京都大学の項中「アフリカ地域研究センター」を削〔る〕。

(中略)

附 則

1 この省令は、平成八年四月一日から施行する。

〔以下略〕

(二) アフリカ地域研究資料センター

一 アフリカ地域研究資料センター要項

〔二四〕
総長裁定

一九九六(平成八)年二月二〇日

京都大学アフリカ地域研究資料センター要項

第一 京都大学に、アフリカ地域研究資料センター(以下「センター」という。)を置く。

第二 センターは、アフリカ地域の学術情報に関する次の各号に掲げる業務を行う。

一 国際学術誌の編集刊行

二 図書、地理情報、動植物標本、民族資料等の諸資料の収集、整理及び公開

三 公開研究会及び公開シンポジウムの開催

四 国際学術協定等に基づく研究交流の推進

五 関連研究機関との情報交換

第三 センターにセンター長を置く。

2 センター長は、大学院人間・環境学研究所アフリカ地域研究専攻の専任の教授をもって充てる。

3 センター長は、センターの業務を総括する。

第四 センターに、所員を置き、大学院人間・環境学研究所アフリカ地域研究専攻の専任の教官及びその他の職員をもって充てる。

第五 センターに、センターの運営に関し、連絡調整するため、連絡会議を置く。

2 連絡会議は、次の各号に掲げる者で構成する。

一 センター長

二 教授及び助教授の所員

三 前二号以外の京都大学の教授又は助教授のうちからセンター長の委嘱した者 若干名

第六 センター長は、連絡会議を招集し、議長となる。

2 センター長に事故があるときは、あらかじめセンター長の指名する者が、その職務を代行する。

第七 第五及び第六に定めるもののほか、連絡会議の運営に関し必要な事項は、センター長が定める。

第八 センターの事務は、総合人間学部・人間・環境学研究所事務部において処理する。

第九 この要項に定めるもののほか、センターの組織及び運営に関し必要な事項は、センター長が定める。

附 則

この要項は、平成八年四月一日から実施する。

一九 ベンチャー・ビジネス・ラボラトリー

一 ベンチャー・ビジネス・ラボラトリー要項 〔二四〕

総長裁定
一九九六(平成八)年五月二八日

京都大学ベンチャー・ビジネス・ラボラトリー要項

第一 京都大学に、京都大学大学院における基盤的技術分野での独創的研究開発を推進し、高度の専門的職業能力を持つ創造的人材を育成するため、学内共同利用施設として、ベンチャー・ビジネス・ラボラトリー(以下「ラボラトリー」という。)を置く。

第二 京都大学にベンチャー・ビジネス・ラボラトリー協議会(以下「協議会」という。)を置く。

2 協議会は、次の各号に掲げる事項を審議する。

- 一 ラボラトリーの教育研究目的に関すること。
- 二 ラボラトリーの管理運営に関する重要事項
- 三 ラボラトリーの教育研究に係る自己点検・評価に関すること。

3 協議会は、次の各号に掲げる協議員で組織する。

一 総長

二 各研究科長

三 研究所及びセンターの長 若干名

四 施設長

五 学外の学識経験者 若干名

六 その他総長が必要と認める者 若干名

4 前項第三号、第五号及び第六号の協議員は、総長が委嘱する。

5 第三項第五号及び第六号の協議員の任期は、三年とし、再任を妨げない。

第三 総長は、協議会を招集し、議長となる。

2 総長に事故があるときは、あらかじめ総長が指名した協議員が、前項の職務を代行する。

第四 ラボラトリーに、施設長を置く。

2 施設長は、京都大学の専任の教授をもつて充てる。

3 施設長は、ラボラトリーの所務を総括する。

第五 ラボラトリーにおける教育研究の円滑な実施を図る

ため、ラボラトリーに運営委員会を置く。

2 運営委員会は、次の各号に掲げる委員で組織する。

一 施設長

二 関係部局の教授又は助教授 若干名

三 その他業務に携わる者のうちから施設長が必要と認

める者 若干名

3 前項第二号及び第三号の委員は、施設長が委嘱する。

4 運営委員会は、必要のある場合には、委員以外の者の出席を求めて意見を聴くことができる。

第六 運営委員会に委員長を置き、施設長をもって充てゐる。

2 施設長は、運営委員会を招集し、議長となる。

3 施設長に事故があるときは、あらかじめ施設長が指名した委員が、前項の職務を代行する。

第七 運営委員会に必要に応じて小委員会を置くことができる。

2 小委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、運営委員会が定める。

第八 協議会に関する事務は、庶務部研究協力課において処理する。

第九 ラボラトリーに関する事務は、施設長の属する部局

において処理する。

2 ラボラトリーの施設設備等の管理については、施設長の属する部局の施設として取り扱うものとする。

附 則

この要項は、平成八年五月二十八日から実施する。

二〇 身体障害学生相談室

一 身体障害学生相談室要項

一九八〇(昭和五五年)一〇月一日
総長裁定

京都大学身体障害学生相談室要項

第一 京都大学に身体障害学生相談室(以下「相談室」という。)を置く。

第二 相談室は、次の各号に掲げる業務を行う。

一 身体障害学生の修学及び進路上の相談に応じ、助言し、及び指導すること。

二 身体障害学生の特別指導計画を策定すること。

三 身体障害学生の教育補助機器を管理し、及び利用に供すること。

四 身体障害学生 の教育方法及び教育補助機器の改善等
身体障害学生 の受入れに伴う諸問題について調査研究
すること。

第三 相談室に室長を置く。

2 室長は、京都大学 の専任の教授をもつて充てる。

3 室長の任期は、二年とし、再任を妨げない。

4 室長は、相談室の業務を掌理する。

第四 相談室に、必要に応じて、カウンセラーその他の職
員を置く。

第五 相談室の管理運営に関する事項を審議するため、相
談室に管理運営委員会(以下「委員会」という。)を置く。

第六 委員会は、次の各号に掲げる委員で組織する。

一 室長

二 学部及び教養部の教授又は助教授 各一名

三 その他総長が必要と認める教授又は助教授 若干名

2 前項第二号及び第三号の委員は、総長が委嘱する。

3 第一項第二号及び第三号の委員の任期は、二年とし、
再任を妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者
の残任期間とする。

第七 委員会に委員長を置き、室長をもつて充てる。

2 委員長は委員会を招集し、議長となる。

3 委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長が指名
した委員が前項の職務を代行する。

第八 委員は、別に室長の委嘱を受けて相談室の業務を執
行する。

第九 第五から第八までに定めるもののほか、委員会の運
営に關し必要な事項は、委員会が定める。

第十 この要項に定めるもののほか、相談室の組織及び運
営に關し必要な事項は、室長が定める。

附 則

1 この要項は、昭和五十五年十月一日から実施する。

2 身体障害者問題委員会要項(昭和四十九年十月二十二
日総長裁定)は、廃止する。

3 この要項実施後最初に委嘱される第六第一項第二号及
び第三号の委員の任期は、第六第三項の規定にかかわら
ず、委嘱の際総長が指名する者については、昭和五十六
年三月三十一日までとし、その他の者については、昭和
五十七年三月三十一日までとする。

4 相談室の庶務は、当分の間、学生部入学主幹が行う。

改正 昭六一・六・一七、平四・一〇・一総長裁定、平九・六・三

○総長裁定

二一 学術情報ネットワーク機構

一 学術情報ネットワーク機構要項

〔一四〕
総長裁定

一九九〇(平成二)年二月二七日

京都大学学術情報ネットワーク機構要項

第一 京都大学に、学術情報ネットワーク機構(以下「機構」という。)を置く。

第二 機構は、京都大学における学術情報活動の基盤となる統合情報通信システム(以下「情報通信システム」という。)の充実・整備並びに維持、管理及び運用に関する業務を関係部局等の支援を得て、総合的に処理する。

第三 この要項において、関係部局等とは、大型計算機センター、情報処理教育センター、附属図書館、庶務部、経理部及び施設部をいう。

第四 機構に機構長を置き、総長をもつて充てる。

2 機構長は、機構の業務を掌理する。

第五 機構に次の部門を置く。

研究開発部門

事務部門

第六 研究開発部門に研究開発部門長を置き、大型計算機センター長をもつて充てる。

2 研究開発部門長は、機構長の職務を助け、研究開発部門の業務を総括する。

3 研究開発部に、研究開発部門長の職務を助け、研究開発部門の業務を整理するため、研究主査を置き、大型計算機センター研究開発部長をもつて充てる。

第七 研究開発部門に次の担当を置き、情報通信システムに関する研究開発を行う。

データベース担当

ネットワーク担当

学術資料情報担当

2 前項の各担当は、京都大学の教官のうちから総長が指名する者をもつて充てる。

第八 事務部門に事務部門長を置き、事務局長をもつて充てる。

2 事務部門長は、機構長の職務を助け、機構に係る事務を総括する。

3 事務部門に、事務部門長の職務を助け、事務部門の業務を整理するため、総括主査を置き、庶務部長をもつて

充てる。

第九 事務部門に事務室を置き、機構に係る庶務を処理する。

2 事務室に、室長、副室長及び室員を置く。

3 事務室に、必要に応じて、掛を置くことができる。

第十 室長は、大型計算機センター事務長をもって充て、副室長及び室員は、京都大学職員のうちから、総長が指名する者をもって充てる。

第十一 機構長の諮問に応じ、機構の業務に関する重要事項を審議するため、機構に運営会議（以下「会議」という。）を置く。

2 会議は、研究開発部門長、事務部門長、研究主査、総括主査その他機構長が指名する者をもって構成する。

3 会議に議長を置き、機構長をもって充てる。

4 議長に事故があるときは、あらかじめ議長が指名する構成員が前項の職務を代行する。

5 会議は、必要と認めるときは、構成員以外の者を出席させて説明又は意見を聴くことができる。

6 前各項に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、会議の議を経て、機構長が定める。

第十二 機構に、機構の業務に関する支援の在り方等を検

討し及び連絡調整するため、事務部門及び関係部局等のうちから、機構長が別に指名する関係課長等で構成する担当課長等連絡会議を置く。

2 担当課長等連絡会議は、総括主査又は総括主査が担当課長等のうちから指名した者が招集し、議長となる。

第十三 この要項に定めるもののほか、機構の内部組織及び業務の実施に関し必要な事項は、機構長が定める。

附 則

1 この要項は、平成二年四月一日から実施する。

2 京都大学統合情報通信システム建設本部及び建設推進委員会要項（昭和六十二年四月十四日総長裁定）は、廃止する。

二二 総合体育館

一 総合体育館規程

達示第一〇号
一九七二（昭和四七）年三月九日

京都大学総合体育館規程

第一条 本学に総合体育館（附属プールを含む。以下同じ。）

を置き、本学における体育活動および本学の行なう式典のためにこれを用いる。

第二条 総合体育館は、学生部長が管理する。

2 総合体育館の管理に関する重要事項は、学生部委員会において審議する。

第三条 総合体育館は、この規程に定めるもののほか、総長が別に定める使用規則の定めるところにより使用するものとする。

第四条 総合体育館に関する事務は、学生部厚生課において処理する。

附 則

この規程は、昭和四十七年三月九日から施行する。

改正 平二・四・一七達示六号

一二三 国際交流会館

一 国際交流会館規程

達示第一七号
一九八二(昭和五七)年六月二九日

京都大学国際交流会館規程

第一条 京都大学に国際交流会館(以下「会館」という。)を置く。

第二条 会館は、その施設を外国人研究者及び外国人留学生の宿泊その他国際交流に関する事業の用に供し、もつて、教育研究の国際交流の促進に資することを目的とする。

第三条 会館に館長を置き、総長をもつて充てる。

2 館長は、館務を掌理する。

第四条 会館の管理運営に関する重要事項について総長の諮問に応ずるため、国際交流会館委員会(以下「委員会」という。)を置く。

2 委員会は、次の各号に掲げる委員で組織する。

一 国際交流委員会の委員(第四号に掲げるものを除く。)

若干名

二 その他総長が必要と認める教授又は助教授 若干名

三 会館主事

四 事務局長及び学生部長

五 庶務部長、経理部長、施設部長及び学生部次長

3 前項第一号及び第二号の委員は、総長が委嘱する。

4 委員会に委員長を置き、第二項第一号及び第二号の委員の互選によつて定める。

5 委員長は、委員会を招集し、議長となる。

6 前各項に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員会が定める。

第五条 会館に、生活上の諸問題に関し相談を受け、又は必要に応じ助言等を行わせるため、会館主事を置く。

2 会館主事は、京都大学の教職員のうちから総長が任命する。

3 会館主事の任期は、二年とし、再任を妨げない。

第六条 会館の使用に供する施設は、次のとおりとする。

研究者宿泊室

留学生宿泊室

会議室

談話室

和室

図書室

その他共用施設

第七条 研究者宿泊室に入居する資格を有する者は、次の各号の一に該当する者とする。

一 京都大学において教育研究に従事する外国人研究者

二 他の国立大学又は文部省若しくは文化庁の附属機関において教育研究に従事する外国人研究者

三 その他館長が適当と認める者

2 留学生宿泊室に入居する資格を有する者は、次の各号の一に該当する者とする。

一 京都大学に在籍する外国人留学生

二 他の国立大学に在籍する外国人留学生

三 その他館長が適当と認める者

第八条 入居を希望する者は、その者の所属し、又は在籍する部局(前条第一項第二号又は第二項第二号に該当する

者の場合にあつては、その所属し、又は在籍する大学又は機関。以下「部局等」という。)の長を経て、館長に申請し、その許可を受けなければならない。

2 入居を希望する者は、その家族を同居させようとするときは、前項の許可を受けるに際して、あわせて、館長

の許可を受けなければならない。

第九条 入居の許可期間は、一月以上一年以内とする。ただし、教育研究上特に必要がある場合には、一年以内に限り入居の許可期間を更新することができる。

第十条 入居の許可を受けて入居した者以下「入居者」という。）は、その入居の許可期間の更新を希望するときは、部局等の長を経て、館長に申請し、その許可を受けなければならない。

2 入居者は、新たにその家族を同居させようとするときは、館長に申請し、その許可を受けなければならない。

第十一条 入居者は、別に定めるところにより施設使用料（外国人留学生の場合にあつては寄宿料。以下同じ。）を納付しなければならない。

第十二条 入居者及びその同居家族は、会館の施設、物品の保全及び秩序の維持に努めるとともに、別に定める会館使用規則を守らなければならない。

第十三条 入居者は、本人又はその同居家族がその責に帰すべき事由により会館の施設又は物品に損害を与えたときは、館長の指示により、指定の期限内にその損害を賠償しなければならない。

第十四条 館長は、次の各号の一に該当するときは、入居

の許可を取り消すことができる。

一 入居者が指定の期限内に施設使用料を納付しないとき。

二 入居者又はその同居家族が第十二条の規定に違反して会館の管理運営に重大な支障を与えたとき又は与えるおそれがあるとき。

三 入居者が前条の規定による損害の賠償を指定の期限内に履行しないとき。

第十五条 入居者は、次の各号の一に該当するときは、遅滞なく退去しなければならない。

一 入居の許可期間が満了したとき。

二 入居の資格を失つたとき。

三 入居の許可が取り消されたとき。

2 同居家族は、当該入居者が退去したときは、遅滞なく退去しなければならない。

第十六条 第七条から前条までに定めるもののほか、研究者宿泊室及び留学生宿泊室の使用に必要事項は、別に定める。

第十七条 会館の会議室、談話室、和室及び図書室の使用に必要事項は、別に定める。

第十八条 会館に関する事務は、庶務部国際主幹が行う。

附 則

この規程は、昭和五十七年六月二十九日から施行する。

改正 昭六〇・六・一三達示一一号、昭六一・二・九達示三〇号、
平四・六・九達示一六号